

■とっておき！美しい都市の景観……………3

「本家上時国家」輪島市（石川県）

■年頭のごあいさつ……………6

全国市長会会長 相馬市長 ● 立谷秀清

■平成31年総務大臣年頭所感……………8

総務大臣 ● 石田真敏

■市長座談会……………14

地域の食文化で外国人観光客をまちに呼び込む

座談会出席市長 ● 一関市長・勝部 修 / 小松市長・和田慎司
小浜市長・松崎晃治 / 湖西市長・影山剛士
司会・コーディネーター ● 中央大学総合政策学部教授・細野助博

■市政ルポ 竹田市（大分県）……………20

蓄積された文化的土壌を基盤にした地域振興
竹田市長 ● 首藤勝次

■マイ・プライベート・タイム……………26

夢をあきらめない
高梁市長 ● 近藤隆則

■わが市を語る……………28

◆人口増加が続く湘南の元気都市藤沢
藤沢市長 ● 鈴木恒夫
↳ 郷土愛あふれる藤沢の実現を目指して

◆歴史と自然に抱かれた、豊かで恵み多き島「えたじま」
江田島市長 ● 明岳周作

■これぞ！食のイチオシ 四国中央市（愛媛県）……………32

■市政ギャラリー 都市の素顔……………33

「神戸港」（兵庫県）



市政ルポ

竹田市（大分県）

幕開けは市民協働で構想した
総合文化ホールの竣工

竹田市長 ● 首藤勝次

特集

林業の未来を開くCLT

〔寄稿1〕CLTと中大規模木造…………… 36
東京都大学工学部建築学科教授 ● 大橋好光

〔寄稿2〕CLTによる地域産材の利用拡大に向けて…………… 39
村上市長 ● 高橋邦芳

〔寄稿3〕木材、CLTの利用促進と地方創生に向かつて…………… 42
真庭市長 ● 太田 昇

〔寄稿4〕CLTみらいを「つむぐ」場所へ…………… 45
西予市長 ● 管家一夫

動き

■世界の動き／北方領土交渉、「2島」引き渡しで難航も…………… 48
拓殖大学海外事情研究所教授 ● 名越健郎

■経済の動き／大阪万博が日本にもたらす未来投資…………… 50
日本経済新聞社編集委員 ● 滝田洋一

■自治の動き／返礼品競争不参加という選択…………… 52
ジャーナリスト ● 松本克夫

■都市のリスクマネジメント…………… 54
地域防災計画、防災・減災マネジメント、防災条例(2)
跡見学園女子大学教授 ● 鍵屋 一

■法令相談室から…………… 56
臨時・非常勤職員制度の見直し
全国市長会顧問弁護士 ● 石津廣司

■時代を駆け抜けた偉人たち…………… 60
布衣の農相 前田正名^⑩ 育種場
作家 ● 出久根達郎

■全国市長会の動き…………… 62

■平成31年度における被災市町村に対する人的支援について(依頼)…………… 73

■編集後記…………… 74

年頭のごあいさつ

日本最大の政策集団として

全国市長会会長

相馬市長

立谷秀清



謹んで新年のごあいさつを申し上げます。すとともに、市区長の皆さまには全国市長会の諸活動にご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げます。

はじめに、東日本大震災、熊本地震、九州北部豪雨、そして、昨年の大阪北部地震、西日本豪雨、北海道胆振東部地震などで被災された方々に改めてお見舞いを申し上げます。また、被災された自治体で復旧、復興に取り組まれている首長はじめ、職員の皆様のご努力に心から敬意を表しますとともに一日も早い復旧、復興がなされますことをお祈り申し上げます。加えて、被災地の復旧、復興業務を支援するため、職員を派遣いただい

ている自治体の皆さまに感謝を申し上げます。それぞれの被災地では、引き続き人的支援を必要としておりますのでどうか実情をご賢察いただき、今後ともご協力をお願いいたします。

さて、昨年6月の会長就任時に私は「地方政府は住民に最も身近な行政機関であり、この国の行政の一番の責任を持っているのが、地方政府の長であるわれわれ市区長。その大きな責任を持つ市区長が結集する全国市長会には「国の言うことを聞く」「国にお願いする」ではなく、「国と一緒に」になって地方のための政策を作り上げていく」という責務が課せられている。全国市長会は日本最大の政策集団であり、

「社会を動かす大きな力となる」と申し上げました。今年10月から開始される予定の「幼児教育の無償化」に関する国との折衝や調整は、全国市長会が政策集団として「国と一緒に」になって地方のための政策を作り上げていく」というものであり、政策形成能力や交渉能力の高さを示したのもありました。

昨年6月、正副会長が「子ども・子育てに関する決議」に基づき、幼児教育・保育の無償化に当たっては、①必要となる財源を確実に確保すること、②実務を担う地方側と十分に協議しながら制度設計をすること、③幼児教育・保育の質の確保と量の拡大を図ることなどを政府首脳等

に直接要請いたしました。7月には「子どもたちのための無償化実現に向けた緊急フォーラム」を開催し、国の実務担当者に市長会の考えと懸念事項を伝えるとともに、「子どもたちのための無償化実現に向けた緊急アピール」を決議し、政府首脳へ直接要請いたしました。また、社会文教委員会や子ども・子育て検討会議では、望ましい無償化実現のための方策等について精力的に議論を重ねていました。そのような中、10月15日に開催された「国と地方の協議の場」で幼児教育・保育の無償化が必要となる8000億円のうち、その半分を市町村に負担を求める財源計画が示されました。これに対し、市長会に結集する市区長それぞれが関係省庁や国會議員等に、明確な根拠を示しながら主張や説明を行い、「子どもたちのための無償化実現」に向けて奔走され、さらに市長会として11月15日「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化を求める緊急アピール」を発しました。その結果、国からは、

①地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で全額を交付税措置する、②新たに無償化の対象となる認可外保育施設に係る負担割合を国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とし、私立幼稚園(未移行園)についても現行の負担割合国1/3、市町村2/3から国1/2、都道府県1/4、市町村1/4とする、③無償化に要する経費(本的分)については初年度を全額国費対応する等の案が示されました。また、幼児教育・保育の質の確保や無償化についての具体的な実施マニュアルの策定については、全国市長会の要望どおり、少子化対策担当大臣・文部科学大臣・厚生労働大臣と地方3団体によるPDCA協議会で議論し方法論を確立する方針が示されました。それを受け、12月10日の臨時理事・評議員合同会議で全国市長会としての対応を諮ったところ、多くの出席市長から国側の歩み寄りを理解する旨の意見があり、財源については国の提案を了としたところとす。今後は質の確保や具体的な実施マニュアルの策定に向け協議を重ねることとなります。

本来このような政策を実施しようとする場合、政策形成過程において地方側と協議しながら進めるべきものです。国には、昨年12月10日の「地方分権の趣旨を踏まえた国と地方の協議のあり方に関する決議」に基づき、地方に関する政策立案の際には十分に地方の意見を尊重し、合意形成の上で施策を遂行するよう強く申し入れを行ったところです。

10月から「幼児教育・保育の無償化」が開始される予定です。保護者や子どもたち、さらには事業者の方々と直接向き合う現場ではさまざまな苦労があり、時としてトラブルが発生するかもしれません。しかしながら、全国市長会は人材の宝庫です。地域の宝である子どもたちの健全な成長のため、お互いに知恵を出し合い、情報交換をしながら「子どもたちのための無償化」に取り組んでまいりましょう。子どもたちに一番近い立場にある私ども「政策集団 全国市長会」の腕の見せどころです。

結びに、昨年12月、公益財団法人日本漢字能力検定協会が発表した「今年の漢字」は「災」でした。大きな災害が相次いだ一年でした。私どもは、これまでの災害の経験と教訓を忘れることなく、万が一に備えなくてはなりません。「備え」を使うことなく、本年が災害のない一年となり、それぞれの地域で生活をされる住民が平穏な日々を送ることを心から祈念いたします。

平成31年総務大臣年頭所感



総務大臣

いしだまさとし
石田真敏

はじめに

新年明けましておめでとうございます。お健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

今年の10月、総務大臣・内閣府特命担当大臣（マイナンバー担当）の大役を仰せつかりました。所掌範囲も広く、国民生活に密着した多くの課題がありますが、国民の皆様のご期待に沿えるよう懸命に頑張っております。

Society5.0時代の地方

政府が昨年6月に閣議決定した「未来投資戦略」において、狩猟・農耕・工業・情報に続く「第5の社会」を意味するSociety5.0の実現が基本的な考え方として位置づけられ、また、昨年11月に取りまとめられた「経済政策の方向性に関する中間整理」（未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議、規制改革推進会議決定）においても、成長戦略の方向性の第一にSociety5.0の実現が

位置づけられているように、国においては、Society5.0の実現が経済政策の柱となっております。

現在、日本はSociety5.0に向けた大変革期の入口に立つとともに、東京一極集中が孕むリスクは最近の多発する災害で顕在化しつつあり、同時に地方の疲弊も顕著であります。

こうした時代認識の中で、持続可能な地域社会を構築していくためには、就業の場の確保、生活サービスの確保、担い手の確保、さらには安心して暮らせる地

域づくりを一体となって進めていく必要
がありますが、従来からの発想の延長線
上での取組では、これを実現することは
困難です。

ただ、最近、明るい兆しが2つ見えて
います。1つは、若者たちの「生活環境を
変えたい」という意識の変化です。奈良県
川上村に伺った際、地域おこし協力隊の
方々が「都市部での勤務の時には家族との
時間はなかった。なんとか生活環境を変
えたいという思いで家族でここに来た。」
という話をされていました。また、東京
で移住促進に取り組むNPO法人への相
談件数は右肩上がりに増えて今では年間
約4万件となっており、しかもその50%
以上が20代・30代で、40代まで含めれば
70%以上に上るとのことでした。このよ
うな若者たちの大きな意識の変化を捉え
て、地方への人の流れを作っていくこと
が、疲弊した地方の課題を解決するため
に重要であると考えています。

もう1つが、Society5.0時代の到来です。
AI (Artificial Intelligence)・ビッグ
データ、IoT (Internet of Things)・

5G (Generation) など、新しい基盤的な
技術を活用して様々な分野に応用してい
くことで、従来とは大きく異なる新しい
社会がいままさに生まれようとしており、
地方にも大きな影響を与えていくことにな
ると考えています。

しかし、残念ながら、Society5.0とい
う概念はいまだに地方に浸透するには
至っていないのが実情です。そこで
「Society5.0時代の地方」をキーワードと
して、こうした新しい技術があるという
こと、これから社会が大きく変わってい
くということを、地方の皆様と共有して
いきたいと思えます。

そのために、まずは「Society5.0時代の
地方」を支える革新的技術の実装例やその
導入支援策を、メールやSNS等を活用
して、首長をはじめとする地方の皆様と
共有していくことが重要です。また、そ
うした革新的技術の実装例について地方
における優良事例も募集するとともに、
必要な施策の提案も受け付けるなど、一
方通行ではなく、双方向かつ継続的にや
りとりを行うことが重要です。

こうした地方との双方向かつ継続的な
やりとりを行う仕組みを、昨年私が本部
長として立ち上げた「総務省地域力強化戦
略本部」の中に「システム」として確立する
ことにより、Society5.0の進化に伴い生じ
る果実を、絶えず地方と共有、展開し、
地域における就業の場の確保、生活サー
ビスの確保、担い手の確保、安心して暮
らせる地域づくりの実現につなげていき
たいと考えています。

いくつか具体例を挙げれば、「就業の場
の確保」については、革新的技術の活用によ
る地域の基幹産業・観光業の高度化や
新産業の創出、東京一極集中が孕むリス
クを踏まえたサテライト・オフィスの活
用を含む企業の地域への移転促進、「生活
サービス」の確保については、自動運転、
遠隔医療、遠隔教育、介護などの活用や、
自治体窓口における翻訳システムの導入
等による業務プロセスの効率化、「担い手
の確保」については、都市部の移住関心層
に対する地域の雇用・生活情報の提供、
地域おこし協力隊などの地域活性化活動
への関与の促進、また「安心して暮らせる

地域づくり」については、災害の発生予防に資する防災インフラの整備、災害に対応できる人材の確保、インフラの適正管理の推進などにより取組を進めます。

このような様々な取組に、関係省庁とも連携して、スピード感を持って取り組み、皆様とともに、地方の疲弊を打ち破り、持続可能な地域社会の実現に精一杯頑張っております。

今年の地方税財政

地方の皆様が、平成31年度も安心して行政運営ができるよう当面の課題についてしっかりと取り組んでいただけるようにすることが大事であり、これについては、昨年末決定した地方財政対策、税制改正において、非常にいい形のものでできたと思っております。今後、国会での予算案のすみやかな審議をお願いしたいと思います。

平成31年度の地方財政対策においては、一般財源総額の確保、とりわけ地方交付税総額の確保のほか、幼児教育の無償化

や防災・減災対策などの課題への対応が最大の課題でありました。

一般財源総額について、これをしっかりと確保するとともに、地方団体の強い要請でもある地方交付税の増額に意を用いた結果、地方税が増収となる中で、地方交付税を7年ぶりに増額することができ、16・2兆円程度を確保することができました。また、臨時財政対策債についても平成30年度比0・7兆円減と大幅に抑制することができました。

幼児教育の無償化については、その負担の在り方について、地方団体と協議を重ね、決着することができました。来年度は、臨時交付金を創設し、全額国費の措置を講じることとしており、その後も、無償化に係る地方負担について、地方財政計画に全額計上する等、地方団体が幼児教育の無償化に係る事務を円滑に実施できるよう適切に対処します。

平成31年度税制改正においては、地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、地方

法人課税における新たな偏在是正措置として、特別法人事業税（仮称）及び特別法人事業譲与税（仮称）を創設することとしました。

車体課税については、消費税率の引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担軽減等を図るとともに、消費税率引上げに際しての需要変動の平準化の措置を講ずることとしました。また、これらの措置については、減収に見合った地方税財源を確保することとしていきます。数年来議論されてきた「車体課税の見直し」について、最終的な結論を得ることができたと考えております。加えて、ふるさと納税について、制度の健全な発展に資するよう、制度の見直しを行うこととしたところです。

ICTの推進

ICT基盤の充実

第5世代移動通信システム、いわゆる5Gや光ファイバなどは、Society5.0に

不可欠なインフラであり、都市と地方との情報格差を解消する鍵となります。5Gに必要な電波を割り当て、2年以内に全都道府県に展開するよう求めるとともに、光ファイバ等の地域展開の予算を盛り込み、全国で早期に利用可能となるよう取り組みます。あわせて、電波がより有効に利用されるよう、周波数の割当制度や電波利用料制度の見直しなどの電波制度改革を推進します。

多言語音声翻訳システムは、すでに英中韓国語でTOEIC800点レベルとなり、日常会話などで簡単にお使い頂けるようになっていきます。外国人材受け入れや2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、より多くの言語、より多くの場面でお使い頂けるよう開発と普及に取り組みます。

あらゆる産業分野におけるIoT、AIの活用を強力に進め、産業競争力を向上させるため、最先端の情報通信技術の研究開発・標準化を進めます。その他、社会を大きく変える力となるブロックチェーン技術、情報信託機能、キャッシュ

レスなどの導入を積極的に進めます。

我々の生活により広く、深くICTが浸透するにつれて、サイバー攻撃などは社会への脅威となります。脆弱なIoT機器対策など、官民連携したセキュリティ対策に取り組みます。あわせて消費者保護や社会的な課題への対応を進め、安心・安全なICT社会を目指します。

Society5.0を支える人材育成も必要です。児童生徒をはじめ、様々な人々がプログラミングなどを学ぶ「地域ICTクラブ」の整備やオープンデータを推進するための地方の人材育成など、多面的に取り組みます。

ICTを最大限活用して、国民一人一人が、都市や地方など住む場所にとらわれず、それぞれに合った働き方、暮らし方ができる社会の実現に取り組みます。まず、働きたいと望む人にとって柔軟な働き方ができ、東京一極集中是正にもつながるよう、全国規模でテレワークを普及させる「テレワーク・デイズ」に取り組みほか、サテライト・オフィスやモバイル勤務など、自らが住みたい地域に住み

ながら、自らが選ぶ時間や空間で働ける環境を整備します。

昨年12月から鮮やかで臨場感あふれる映像が楽しめる「新4K8K衛星放送」が始まりました。この4K8K技術を5Gなどの通信技術と組み合わせ、遠隔操作や遠隔医療などに活用し、日本のどこでも高度なICTを使って、働いたり、生活に必要なサービスを受けることができる環境整備を推進します。

Society5.0の恩恵は、障害の有無や年齢、そして地域にかかわらず、あらゆる人々にもたらされるべきものです。このため、字幕・解説・手話放送の充実を含め、ICT利活用の支援に取り組み、誰もが豊かな人生を享受できる社会を実現します。

ICTの海外展開

これからの日本の成長には、海外との一層の連携が不可欠です。6月のG20茨城つくば貿易・デジタル経済大臣会合では、私も共同議長を務めます。AIの開発と利活用、情報の自由な流通の促進など、世界の今後の重要課題について、国

際的な政策連携を進めます。これに向け、ICTの研究開発と社会実装、それに加え海外展開を一体として進めるためのICTグローバル戦略を策定し、日本を発展させつつ国際的な貢献ができるよう取り組みます。

その他、引き続き海外の成長市場獲得のため、通信・放送・郵便インフラや電波システムに加え、統計や消防、行政相談制度も含め、日本の強みを活かしたインフラ・システムの海外展開に、積極的に取り組みます。また、放送コンテンツの海外展開により、被災地を含めた地方への外国人観光客の増加や地域産品の販路拡大を通じ、地域活性化に貢献します。

マイナンバー制度の推進

マイナンバー制度は、私たちが既に生きているデジタル技術を多用した社会にとって不可欠な基盤となる制度です。国民や企業の方々はこの趣旨をご理解いただくよう、しっかりと制度の普及促進に努め、国民生活の利便性を向上させるとともに、行政運営の効率化を実現する

ことが私の役割です。この考えに立ち、情報提供ネットワークシステムを用いた情報連携を円滑に運用するとともに、マイナンバーカードの利便性を高めて一層普及させるため、スマートフォンにおける活用など、官民で利活用を進めます。さらに、消費税率引上げに伴う駆け込み・反動減に対応して、2020年度に「マイナンバーカードを活用した消費活性化」を実施することとなりました。来年度は、その実施に向けての具体的な検討と環境整備を進めることとしており、来年度予算案において、プレミアムポイント付与の実施に必要なシステム改修や広報、店舗募集等に必要な経費を盛り込みました。マイキープラットフォーム等をまだ利用されていない地方団体におかれては、積極的な参加をお願いしたいと思います。

国民目線に立った

携帯電話・放送・郵政事業

デジタル社会においても国民生活の基盤となる通信、放送、そして郵政の各サービスについて、国民・利用者の目線で取

組を進めます。国民から強い要望のある携帯電話の料金については、低廉でわかりやすい料金・サービスの実現に向け、競争環境の整備などに取り組みます。

放送では、NHKについて「業務」「ガバナンス」「受信料」の三位一体改革を引き続き進めるとともに、ローカル局の経営基盤強化の在り方について検討を進めます。

郵政事業では、ユニバーサルサービス確保のため、郵便局ネットワークを維持する支援制度を本年4月から運用します。うちよ限度額については、郵政民営化委員会の意見を踏まえ、速やかに制度整備に取り組みます。郵便局を「国民生活の安心・安全の拠点」として活用するため、利用者の目線に立ち、新たな事業展開や、郵便局の利便性向上を促します。

国・地方を通じた 質の高い行政基盤の確立

行政が幅広く多様な課題に取り組み、国民生活の利便性を高めるには、課題の背景にある実態や動向を的確に把握し、

それに迅速に対応することが重要です。それには、行政自身がその運営を効率化し、質の向上を不断に進め、より高度な取組が行えるようにすることが不可欠です。このため、ICTを活用し、国及び地方の業務改革を進めます。国民・利用者が、行政手続きを申請から行政機関の回答まで一貫してオンラインで行うことができるようにするためにも、そもそもその手続が真に必要なのかも含めて業務プロセス全体の見直しを徹底するとともに、政府の情報システム環境を整備していきます。

また、行政運営の改善に向け、人口減少下での地域における持続可能な住民サービスの提供や災害に対する安心・安全の確保といった重要課題に各府省の政策がしっかり対応しているか調査を行うなど、引き続き行政の評価・監視を的確に実施します。

あわせて国民の行政に関する苦情や意見に耳を傾け、それを端緒に行政の制度や運用を改善することも重要な取組です。

このため、行政相談委員や市町村との連携・協働を進め、大規模災害などの緊急時には、被災者に役立つ情報を迅速に提供するなど、住民目線できめ細やかな対応に努めます。

さらに、行政が限られた資源を有効に活用し、直面する課題に適切に対応して、国民から信頼され続けるには、その政策立案がエビデンスに裏付けられたものである必要があります。総務省は、政策評価を通じて、証拠に基づく政策立案、いわゆるEBPM (Evidence Based Policy Making) を実践し、これらに関する各府省の取組を推進します。

また、このEBPMを支えるのは公的統計です。統計法改正により機能強化された統計委員会の下で統計改革を進め、経済構造実態調査の創設を含むGDP統計の基となる経済統計の改善などに取り組みます。

あわせて、本年も、国や地域の実情を捉える「労働力調査」や「経済センサス・基礎調査」などの重要な統計の整備を有機的

に進め、統計情報を幅広く提供するとともに、昨年4月に開設した「統計データ利活用センター」などを通じ、先進的な統計の利活用を推進します。

なお、昨年は、大阪北部地震、7月豪雨、台風第21号、北海道胆振東部地震など、大規模な災害が相次ぎました。東日本大震災からの復旧・復興の取組はもちろん、財政支援、職員派遣をはじめとする人的支援、そして災害対応のノウハウの横展開や住民の円滑な避難誘導など、ソフト面での支援とともに、放送インフラの強靱化や災害情報の伝達の強化についてしっかりと取り組みます。

最後に、本年は、統一地方選挙と参議院議員選挙が実施されます。各選挙管理委員会と連携して、選挙の管理執行に万全を期すとともに、有権者の積極的な投票参加を呼びかけていきます。

皆様のご健康・ご多幸を祈念し、新年のご挨拶とさせていただきます。

平成31年1月

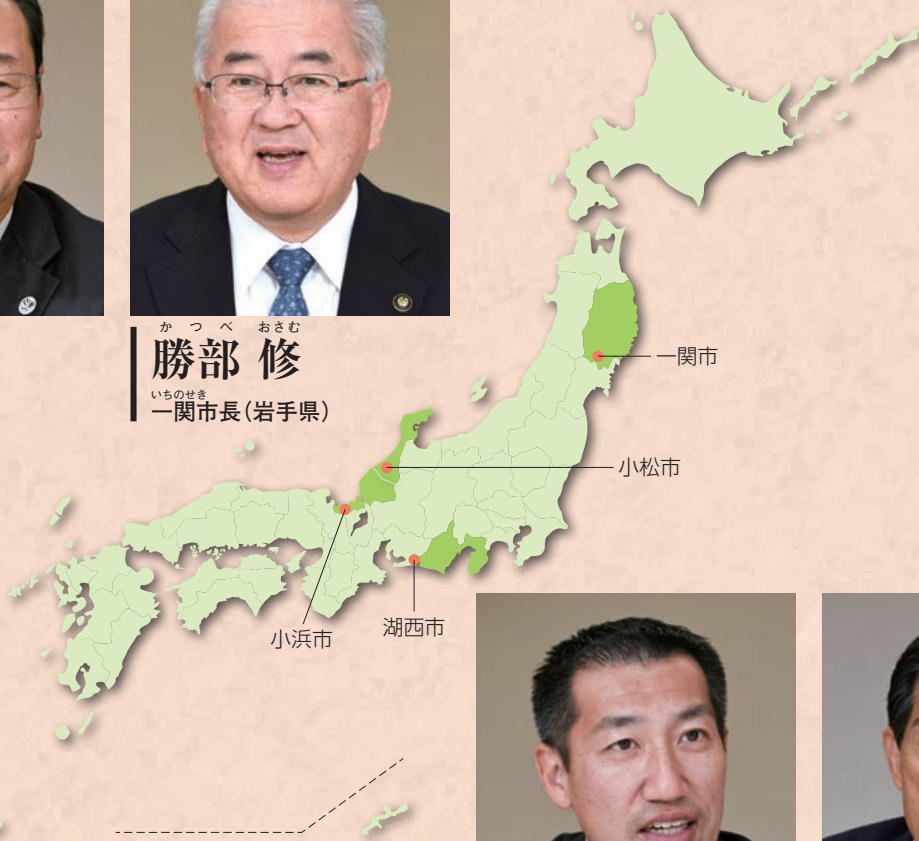
地域の食文化で 外国人観光客をまちに呼び込む



わだ しんじ
和田 慎司
こまつ
小松市長(石川県)



かつべ おさむ
勝部 修
いちのせき
一関市長(岩手県)



かげやま たけし
影山 剛士
こさい
湖西市市長(静岡県)



まつざき ひろのぶ
松崎 晃治
おばま
小浜市長(福井県)

司会・コーディネーター

ほその すけひろ
細野 助博
中央大学総合政策学部教授

「和食」のユネスコ無形文化遺産登録、ミラノ国際博覧会(2015年)などを通じて、近年、海外における日本食・食文化に対する関心は高まっています。それに伴い、日本を訪れて「本場の日本食」を体験したいという外国人も増えています。一方、政府は地域の食と、それを生み出す農林水産業を核として訪日外国人を中心とした観光客の誘致を図る地域での取り組みを「SAVOR JAPAN(農泊食文化海外発信地域)」として認定する制度を2016年度に創設しました。

座談会ではSAVOR JAPANに認定された市を代表して勝部・一関市長、和田・小松市長、松崎・小浜市長、影山・湖西市長にご出席いただき、それぞれの食文化の歴史や特徴、観光施策への活用、外国人観光客へのおもてなしの在り方、滞在時間を長くするための工夫などについて、幅広くお話しただきました。

(本文中の役職名・敬称は一部省略しています)



勝部 修
一関市長(岩手県)

季節の節目にもちについて
食べる風習を大事にしようと、
市長就任以来、もち食文化の
振興に注力してきました。

地域の食文化を観光振興に生かす

細野 日本食に対する関心が国際的に高まる中、地域に根付く食文化は、観光振興、とりわけインバウンド促進につながる重要な資源として位置付けられるようになってきました。

それでは、今回「SAVOR JAPAN」として政府から認定を受けた各都市に根付く郷土食の歴史や特徴、観光への活用に向けた取り組みなど

についてお話しいただきたいと思っています。

勝部 一関市には結婚式や葬式、お花見、七五三など、人生の節目、季節の節目にもちをついて食べる風習があります。その歴史は今から400年ほど前の藩政時代までさかのぼることができます。当時、この地方を治めていた伊達藩の命により、毎月1日と15日に神様にもちを供え、平安無事を祈る習慣が、武士、そして庶民へと普及していったのです。

私は2009年に市長に就任して以来、一関地方のもち食文化の振興に、特に力を入れてきました。市役所には、通常の職務と兼務する形で「もち特命係長」なる役職まで存在します。これまで、市を挙げて、PR動画の制作、学校給食への導入などを進めたほか、現在は、小豆、ごま、くるみ、あんこ、ずんだなど、300種以上にも及ぶ調理法を一つずつレシピ化する作業も行っています。

同時に、地域の活性化に向けて、日本各地から自慢のもち料理が集結する「全国ご当地もちサミット in 一関」など、食文化に関する地域イベントも多数、開催しています。中には会場内で出される料理はすべてもちのみという、まさにもち三昧のイベントもあり、毎回、多くの人でにぎわっています。

和田 戦国時代、現在の小松市を含む加賀の国は、時の守護大名を滅ぼして、浄土真宗の門徒を中心とした自治国を形成しました。こうした歴史がある小松市では、今でも浄土真宗の開祖・親鸞聖人の命日前後に、その遺徳をしのんで「報恩講」という宗教行事が行われています。

この行事の終了後、集まった人をもてなすために出されるのが報恩講料理です。小松市の代

表的な郷土料理であり、お節料理にも取り入れられるほど、地域の家庭料理に大きな影響を与えています。私にとりましても、まさにこの地方のおふくろの味ですね。

元来は、地元の食材だけでつくられていたが、江戸時代に北前船の寄港地となつてからは、蝦夷地(北海道)のコンブやニシンをはじめ、全国の食材が盛り込まれるようになりました。

小松市にはこの報恩講料理のほかにも、加賀百万石の茶文化や懐石料理、さらには歌舞伎など、さまざまな伝統文化が息づいています。現在、抹茶体験、歌舞伎の化粧である隈取体験(くまどり)、伝統工芸の制作体験、着物の着付け、体験剣道や空手などの武道体験など、さまざまな地域文化を生かした体験型の観光施策を進めています。これが外国人観光客に好評です。その効



イベントなどで臼と杵を使った伝統的なもちつきを披露(一関市)

地域に根付く、さまざまな 伝統料理、伝統文化を生かした 体験型の観光施策を 進めており、外国人観光客 からも好評です。



和田 慎司
小松市長(石川県)

果もあって2017年の外国人観光客の宿泊数は約2万3000人と、当初の目標を3年前倒しで実現することができました。

松崎 小浜市は寒流と暖流が交差する若狭湾の良好な漁場を有する地域で、古代には「御食国」として海産物などの食材を、奈良、京都の都に運んできた歴史があります。特にサバが多く捕れたことから、京都へサバを運ぶ「鯖街道」の起点のまちとなったほか、地域には「サバのへし

こ」「なれずし」をはじめサバの加工食品が、郷土食として根付いています。また小松市と同様、北前船の寄港地としても繁栄しました。

小浜市では、このように「食」で栄えた地域の歴史を、地域振興に生かそうと、2000年に「食のまちづくり」を開始しました。その一環として「食のまちづくり条例」を制定したほか、「生涯食育」の概念を基に、園児から高齢者まで食育について学ぶことができる拠点施設として「御食国若狭おばま食文化館」も設置しました。同館では、食にまつわる歴史・文化や伝承料理などを展示するとともに、「キッチンスタジオ」を設け、料理体験のイベントや食育に関する講演会を開いています。さらに、2015年のミラノ国際博覧会にも出展するなど、地域の食文化を広く国内外に発信してきました。

また、漁獲量が激減したサバの復活に向けて、2016年6月から、産学官民が一体となって、サバの養殖プロジェクトを推進しています。ブランドインクの観点から、「小浜よっぱらいサバ」として、酒かす入りの餌で育てたサバを売り出しており、臭みがなく味もよいと評判を呼んでいます。

影山 湖西市はトヨタグループの創始者、豊田佐吉翁の出身地でもあり、自動車産業を中心に発展してきたまちです。一方で、観光地としてのイメージが乏しく、これまで観光施策を積極的に進めてこなかった歴史があります。

しかし、湖西市には浜名湖のウナギや、通常よりも大粒の牡蠣(ブランド名「プリ丸」)、さらには遠州灘のシラスなど、地域の恵みも多数あります。また、全国で唯一現存する関所建物の「新居関所」をはじめ、観光資源も豊富です。



歌舞伎の隈取体験は外国人観光客からも好評(小松市)

そこで、こうした地域資源を市の活性化に生かそうと、観光振興にもより積極的に取り組むようになりました。その一環として、2018年4月には、浜松市と連携する形で「浜松・浜名湖ツーリズムビューロー」というDMO組織を立ち上げました。

現在、「里山たいけん帖」「浜名湖おんぼく」などのイベント期間中に、市民や商工会婦人会の方々、さらには地元のNPOが企画提案する形で、さまざまな体験プログラムが展開されています。また、浜名湖を生かした観光として、浜名湖を自転車で一周する、通称「ハマイチ」の取り組みも広がっています。現在、霞ヶ浦、琵琶湖エリアと連携しながら、サイクリングの受け入れ環境の整備や情報発信などを進めているところ です。



外国人観光客を対象にワカメ刈り体験を実施（小浜市）

日本酒が「食」の付加価値を高める

細野 地域の食文化として欠かせない資源に「日本酒」もあります。食の付加価値を高める効果も期待できると思いますが、各都市の状況はいかがでしょうか。

和田 小松市に蔵元が4軒あります。また、ノーベル賞公式行事で供されたり、日本政府専用機の正式機内酒に採用された清酒もあるなど、品質の高い日本酒がつくられていることでも知られています。

細野先生がおっしゃるように、料理と日本酒の組み合わせは非常に大事ですね。さらにもう一つ不可欠な要素が器です。小松市では九谷焼の器を用いています。食、酒、器をうまく組み合わせると、外国人観光客はとても

喜んでくれます。

勝部 一関市にも蔵元が4軒ありますし、地ビールの製造も盛んで、毎年、「全国地ビールフェスティバルin一関」を開催しています。郷土食であるもちとお酒は接点がないように思われるかもしれませんが、酒のつまみにぴったりのもち料理もありますよ。また、炭火で焼いた地元産の「曲がりネギ」とお酒の相性は抜群です。器といえば、最近ではワイングラスで清酒を飲む

古代、天皇家に食材を
献上した「御食国」を背景に、
2000年から「食のまちづくり」
を展開しています。

松崎 晃治
小浜市長（福井県）

女性も増えましたね。漆の産地である岩手県では漆を施したワイングラスもつくられています。

松崎 2016年の暮れのことですが、小浜市唯一の造り酒屋が廃業を決定したというニュースが地域を駆け巡りました。御食国としての歴史があるわがまちで、地元のお酒がなくなるのは何とも寂しいことでしたが、結果的に商標は別の新会社に譲渡されることになり、小浜市の造酒は継承されることになりました。現在、80歳を超えるベテランの杜氏の下で、酒造りが行われています。

影山 残念ながら湖西市にはありませんが、お隣の浜松市には二軒の蔵元があります。一つの蔵元では、当局のために力を尽くしてくれ、豊田佐吉翁の生誕150年を迎えた昨年（2017年）には、市内で収穫した山田錦で記念の素晴らしい清酒をつくっていただきました。

地域の観光を支える女性の力

細野 外国人観光客を迎え入れるに当たって、いかにおもてなしをするのかは、各都市においても大きな課題でしょう。特にこの分野では女性の方々の活躍が重要ではないでしょうか。

勝部 一関市ではAKB48になぞらえて、IKB48（いちのせきかあちゃんばあちゃん48）が結成され、イベント時のPR活動、旅行ガイド、観光客へのおもてなし活動において、大変活躍されています。

和田 小松市でも、観光客に対するおもてなしはもとより、女性の皆さん方が報恩講料理をはじめ、郷土料理を守り、広く伝える活動をしてくださっています。本当に頭が下がります。

特に、シルバー人材センターの女性スタッフ

個々の観光資源を
しっかりと「線」で結んで、
地域一帯を周遊できる
ような旅の形を観光客に
提案したいですね。



影山 剛士
湖西市市長(静岡県)

22名が開いた、地元食材を使い、伝承されている郷土料理をアレンジしたレストランは、有名ホテルの料理長の指導もあり、連日満席となつて、1年半で3万人の来場がありました。

松崎 小浜市では、食文化館で活躍する「グループマイメイド」(食生活改善推進員の有志からなる)や、子どもたちに料理を教える「キッズサポーター」など、日常的に食のまちづくりに協力いただいている女性市民が中心となつて、外国人観光客への手厚いおもてなしが行われています。

さらに、熱心なのが漁家民宿のおかみさん方です。温かい心遣い、行き届いた対応は、外国人観光客からも高い評価を受けています。

影山 「里山たいけん帖」浜名湖おんぼく」の交流体験イベントでも、さまざまな女性が企画者としてプログラムに携わってくれています。また、紀州藩の御用宿を再現した「紀伊国屋旅館資料館」では、当時の風情を体験してもらおうと、江戸時代の食事として「紀伊国屋御膳」を提供していますが、そのアイデアを出してくれたのも女性の方でした。今の時代、女性の方々の声を観光施策に反映させることは極めて大切なことだと思っています。

言葉の壁をいかに乗り越えるか

細野 外国人観光客におもてなしをする上で、大きな壁となるのが言葉の問題です。話し言葉もさることながら、日本語はひらがな、カタカナ、漢字が混じるので、表記の仕方も工夫が必要になると思います。

松崎 これまで外国人への接客時に利用できる「指さし会話シート」を市内の飲食店や宿泊施設に配布していたのですが、飲食店関係者などから使いにくいという声が聞かれていました。そうした中、ある市内の高校生が、「自分もインバウンド促進に貢献したい」と、より使い勝手のよいシートを制作してくれ、飲食店などでの活用も進んでいます。私としてはその高校生の心意気がとてもうれしかったですね。

影山 湖西市は自動車産業のまちですから、もともと外国籍の方々が多く居住しており、現在は、市の人口の約5%を占めています。そのため、日常的に地域の中でも国際交流の取り組み



江戸時代の食事を再現した「紀伊国屋御膳」を提供(湖西市)

が進められていることに加え、道路標識もポルトガル語やスペイン語に対応しています。そうした土壌があるので、外国人観光客への対応もそれほど心配していません。

勝部 一関市では、イヤホンが付いたペン型の音声ガイドを観光スポットで活用しています。パンフレット内の掲載写真などにペンの先を当てると、センサーが感知して、音声案内が流れる仕組みです。こうした便利な機器もうまく観光ツールとして用いることが大切だと思います。

和田 小松市では外国人観光客に対して、さまざまな体験メニューを用意していますが、関係者の皆さんがすべて外国語を話せるわけではありません。しかし、特に言葉の問題で苦労しているわけではないようです。表情なども交えながら双方がハートでコミュニケーションを取られています。

観光客の滞在時間を延ばすために

細野 インバウンドを着実に地域の活性化につなげるためには、滞在時間の長期化、そして宿泊客の増加が欠かせません。そのために工夫していることなどはございますか。

勝部 一関市では、世界文化遺産に登録された、隣接する平泉町と連携しながら、観光施策を進めています。しかし、平泉町の場合は典型的な通過型観光で、平均的な滞在時間は2時間を切っています。滞在時間をより長くすることが大きな課題ですが、以前からそうした観光スタイルだったため、宿泊施設も多くありません。この点が一番頭の痛い問題ですね。

影山 本市も状況は同じで、観光客の滞在時間の延長が大きな課題です。市内には、豊田佐吉記念館や新居関所など、魅力的な観光資源があるものの、今は点と点でしかありません。これをつつかりと線で結んで、地域一帯を周遊できるように旅の形を提案できるようにしていきたいと思っています。その意味でも、自転車、船、鉄道の連携は重要です。最近では、浜名湖遊覧船や第三セクター「天竜浜名湖鉄道」に、観光客が



細野 助博
中央大学総合政策学部教授

自転車を積み込んで移動できるような仕掛けなどの新しい取り組みを始めています。

松崎 体験型の観光をいかに提供できるかがカギとなるでしょう。小浜市でその役割を担っているのが、漁家民宿です。各民宿が工夫しながら、シーカヤックやクルージング体験、さらには養殖鯛のさばき体験など、体験型メニューを数多く提供しています。

さらに、小浜市には国宝寺院や仏像などの文化財も数多くあります。また、座禅体験などができるお寺もあります。食文化はもとより、こうしたさまざまな地域資源を組み合わせながら、旅の楽しさを提供することで、少しでも長く滞在いただきたいと考えています。

和田 最近では、小浜市のように民宿などを活用した「農泊」が各地で盛んに行われるようになっていきますね。小松市でも、地域おこし協力隊の皆さんの努力により、古民家を活用した農泊が進められ、宿泊客の増加につながっています。食事も、あえて地元の方が日常的に食べるような簡素なメニューを提供することが多いのですが、それがかえって人気を集めているようです。伝統的な生活体験や地域住民との交流を楽しみたい。そんな観光客のニーズが背景にあるのでしょう。

もう一つ、現在の旅行スタイルで無視できないのが、個人旅行者への対応です。小松市でも伝統文化を生かした体験メニューを豊富に用意していますが、これが個人旅行者に喜ばれています。嗜好やニーズが異なる一人一人の観光客に向けて、豊富なメニューを丁寧提供していくことが、滞在時間の長期化にもつながると思います。



細野 国連世界観光機関（UNWTO）によると、2017年の入国者数（国際観光客到着数）は前年比6・8%の伸びを見せたとのこと。この有望なマーケットを、いかに各都市が工夫して、地域経済の活性化につなげられるか。本日は、その実現に向けて、いずれの都市も地域の食文化や伝統などの地域資源を生かしながら、効果的に観光施策を進めている実態を説明いただきました。

今後、地域住民や関係機関と連携しながら、インバウンドの促進、地域振興の実現に向けて、より一層、ご努力いただきたいと思っています。（2018年11月15日、全国都市会館にて開催）
本コーナーは隔月掲載となります。

蓄積された文化的土壌を基盤にした地域振興 幕開けは市民協働で構想した総合文化ホールの竣工

新竹田ルネサンスの幕開け 《グランツたけた》

竹田市は2005年4月、旧竹田市・荻町・久住町・直入町の1市3町の合併により、新市としてのスタートを切った。

2009年4月に就任後、今年(2019年)4月で丸10年目(3期)の節目を迎える首藤勝次市長を訪問したのは2018年10月下旬のこと。錦秋直前の竹田市は、名湯・長湯(直入地区)の特徴である世界有数の炭酸泉のごとく、内側から気泡がこんこんと湧き出てくるような活気に満ちていた。

その背景にはまず、昨年10月7日にオープンしたばかりの竹田市総合文化ホール《グランツたけた》の存在があった。九州北部に甚大な被害をもたらした「平成24年九州北部豪雨災害」によって、1976(昭和51)年の開館以来、約40年間も親しまれてきた旧竹田市

文化会館が閉鎖。その復活は官民を挙げての悲願だった。

「今から800年以上前に最初に築城され、豊臣秀吉の時代から徳川幕藩体制初期に掛けて完成した、岡城の城下町として発展してきた竹田の地は、例えば南画の巨匠・田能村竹田(1777-1835年)を輩出し、竹田に一時期暮らしていた音楽家・瀧廉太郎が岡城をイメージして名曲『荒城の月』を生んだ事例もあるなど、市民文化の土壌が歴史的に、深く蓄積されてきたまこといえます。

旧竹田市文化会館は、そうした文化的土壌を継承してきた竹田市民にとって、芸術・文化の鑑賞の場である以上に、自分たちの市民活動・生涯学習の拠点として機能しました。同時に文化会館も市民に育てられ、まちの発展に寄与する《場》として、非常に大切な存在になっていました。それだけに被災による閉鎖は衝撃的でした。

それから6年の歳月を掛け、市民協働で基

しゅとうかつじ
首藤勝次
竹田市長

本構想から将来の活用

法までを議論してきた

新文化ホールが、《グランツた

けた》という従来にも増して素晴

らしい機能を持つ文化的拠点とし

て完成したことは、大げさでなく、

市民には地域の誇りやアイデンティ

ティを取り戻したかのような、格別の喜

びがあるのだと思います」

首藤市長はさらに、「《グランツたけた》

の完成を「新竹田ルネサンスの幕開け、象

徴」とも表現する。ちなみにグランツとは、



「全日本高等学校声楽コンクール」の様相(グランツたけた)

ドイツ語の「輝く」という意味の言葉で、ルネサンスとはご承知のように「文化の再生・復活」を意味する。

「九州北部豪雨災害のあった2012年は、実は現在に至る竹田の地の基礎を築いた岡藩初代藩主・中川秀成公の没年から400年の節目でした。そのため被災直後ではありまし



橋マニア注目の6連アーチ・灌漑用水水道橋(明正井路)

たが、あえて予定通りに『岡藩城下町400年祭』を開催。式典の席上において、私は『この災害を負の遺産とせず、市民一丸となって乗り越え、先人たちから受け継いできた地域遺産の力とともに、希望に満ちた新たな第一歩を踏み出す、新竹田ルネサンスの第一歩としよう』と宣言させていただきました。被災・閉鎖した文化ホールを再生・復活させた『グランツたけた』の完成は、まさにそのシンボルなのです」

新築落成式の翌日、昨年10月8日の「さだ



例えば復活・再生したのは『グランツたけ

世界が注目する竹田式湯治と岡城跡

まさしコンサート」をこけら落としに、『グランツたけた』は一流アーティストによる演劇に、コンサートに、文化講演会に、さらには市民活動に、スケジュールは既に目白押しの状態だ。

また取材(10月24日)直前の10月19日～21日には、音楽を学ぶ全国高校生の甲子園ともさされ、72回目という歴史を誇る恒例「瀧廉太郎記念 全日本高等学校声楽コンクール」も開催されている。

まちじゅうに活気が満ちていたように感じられた理由は、ほかにもたくさんある。



平成24年九州北部豪雨災害の復興事業「竹の子ひろば」

た》だけではない。2012年7月の九州北部豪雨災害と、2016年4月の熊本大地震により、使用不能になっていた竹田市体育センターも、昨年10月5日、リニューアルオープンを迎えた。

また1988（昭和63）年に、旧直入町の長湯温泉が「日本の炭酸泉」と専門研究機関から認定されてから、2018年は30年の節目だった。そして日本の炭酸泉の認定を契機に、ドイツの最先端温泉療養法

を取り入れるべく、直入町はドイツのバードクロッインゲン市と姉妹都市提携する。それをけん引したのは、旧直入町職員時代の首藤市長だった。

この取り組みはやがて、現在の「竹田式湯治」へと結実していく。ウォーキングや食と温泉を組み合わせた湯治の新たな形で、6カ月の間に市内の指定宿泊施設に3泊以上滞在する人には各種の特典が付くパスポートが発行される。パスポートには市内の宿泊施設や温泉施設を利用し、ウォーキング体験などをするたびにスタンプがもらえる。その内容を所定の書類に記入し、申請すると給付金が受けられる仕組みだ。

こうした取り組みが軌道に乗りつつある現在、竹田市では湯治の新たなシンボル施設として50mの歩き湯を備え、宿泊施設やレストラン棟も併設した「クアハウス」を建設している（2018年11月半ば現在）。温泉棟は既に完成しており、残りの施設も今年度中には完成の予定だ。

また現在の竹田式湯治のシンボル施設、直入地区の長湯温泉療養文化館「御前湯」も10月に開館20周年を迎えた。オープン以来毎年10万人超の入浴客を集め、20年間で計230万人が利用した。

竹田市の活気と元気の素はさらにある。城下町としての竹田を形成した岡城跡は、国際的な旅行口コミサイト《トリップアドバイザー》が主催する「旅好きが選ぶ！日本の城



竹田式湯治の中心施設「長湯温泉療養文化館・御前湯」



温泉新時代のシンボルである完成間近の「クアハウス」

竹田市

市 政 ル ポ

(大分県)



世界中の城マニアが注目する「岡城跡」

ランキング2018」において総合5位に輝き、城跡だけに限れば1位にランクされたのだ。

「岡城跡よりも上にランクされたのは、姫路城、二条城、松本城、松山城で、すべて世界遺産や国宝などに指定されている建造物付きのお城ばかり」(首藤市長)だ。石垣だけの岡城跡がいかに城郭マニアの支持を集めているかが分かる。

その理由は実際に現地に足を運んでみれば納得されるだろう。雄大で緻密な石垣が輪郭を飾る広大な城跡は、絶景ともいえるべき眺望に周囲を囲まれており、山城から平城へと変

遷する独特の魅力に満ちあふれている。

その岡城跡のふもとに展開する旧城下町のたたずまいがまた、見事な町割りを往時のままだに残している。中でもJR豊肥線・豊後竹田駅前から稲葉川を渡ってすぐの古町通りは、観光客にも人気の飲食店などが多い通りだが、その途中にある「竹田キリシタン研究所・資料館」と至近の位置にある祭壇付きのキリシタンホールは独自の趣きとなっている。

竹田市内に残る隠れキリシタン文化を紹介する施設として、2017年10月下旬にオープンしたもので、研究所・資料館には岡城に縁のある中川神社で発見された国指定重文の「サンチャゴの鐘」(サンチャゴ病院1612の刻印がある)のレプリカや、民家から発見



「隠しキリシタン」の研究拠点・竹田キリシタン研究所・資料館

された聖母マリア像など、貴重な遺物が豊富に展示され、キリシタンホールには新旧の大量のアイコンが展示されている。

「従来の言い方では隠れキリシタンですが、竹田の場合、キリシタン信仰が始まったところの地域の実力者・大友宗麟自身がキリシタン大名でしたから、豊臣秀吉の禁教令の際にも国ぐるみで信仰を続けていたという経緯があります。そのため隠れキリシタンではなく、領主が隠していたということから『隠しキリシタン』と呼んでいます」

竹田市では前述の岡藩城下町400年祭を契機に、埋もれていた竹田キリシタンの歴史を『竹田市の施策』として掘り起こすとともに、新たな観光資源にもするべく、研究所・資料館を設立したのだという。

本格的な研究が始まってまだ日も浅いため、さまざまな謎が残されているそうだが、首藤市長は「その謎があるからこそ想像力の翼を広げることができるし、さまざまな仮説も立てられることから論争も起こりやすく、面白い素材だと考えている」と語る。

個性的取り組みを オーガナイズする新生ビジョン

一つずつ挙げていけばキリもないが、竹田市を活気づけるこうした個々の取り組みに加え、取材に訪れた10月下旬はちょうど、10月6日〜11月25日まで大分県全域で開催されて



2017年開館「竹田市立図書館」のルーツは1909年設立の竹田文庫

いる「第33回国民文化祭・おおいた2018」
 「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」の真最中。竹田市では国民文化祭「竹田ルネサンス2018」と銘打ち、各種のイベントが行われていた。ただでさえ多様な文化活動が日常的に盛んな竹田市では、そのため、より一層の活気や熱気が渦巻いていたのかもしれない。

それにしても、竹田市の地域活性化、地域振興にまつわる各種の取り組みは実に多彩というしかない。しかも、これまでご紹介してきたように、それらの取り組みは皆、関連付けられつつ、相乗効果を発揮しているように

見受けられる。

それは竹田市で現在進められている各種の取り組みが、古くから行われてきたものも含め、2015年に策定された《新生ビジョン》によって交通整理され、見事にオーガナイズされているからだろう。

竹田市の《新生ビジョン》は、「人口ビジョン」と「創生総合戦略」を包含した地域振興ビジョンだが、特徴的なのは「TOP運動による地域新生」という副題が付いていることだ。Tは「竹田」と「トライ」、Oは「オリジナル」と「オンリーワン」、Pは「プロジェクト」と「パワー」の各頭文字なのだ。「目標がなければチャンスが見えない、ビジョンがなければ決断ができない」という首藤市長のモットーをスローガンに、人口減少をはじめとする各種の地域課題に対するオリジナルかつオンリーワンの具体的な施策・企画が示され、その遂行が力強く促されている。

「TOP運動による竹田市新生ビジョンの推進源は《地域力》《人間力》《経営力》《行政力》です。市政運営で最も重要なのは政策立案能力です。国に任せていても地域振興は望めない。であるならば自分たちで独自の政策を立案し、自らの力で時代を切り開いていくしかない。そのための人材も育成し、世界に通用するような価値を提供していかなければいけない。

例えば《竹田式湯治》の推進や《グラントゥタ》の存在そのもの、《岡城跡》の発信や《隠



市内各所のしだれ桜は春の風物詩

しキシタン》の研究なども、そうした流れを推進する施策といえます」

竹田市が現在推進している《農村回帰宣言》《農村商社わかば》《エコミュージアム構想》《竹田総合学院ⅡTS&G構想》などの施策・事業も、その一環である。

このうち《農村回帰宣言》は、少子高齢化や過疎化を克服するために、空き家や放棄された耕作地などを逆に活用しようとする施策だ。企業誘致や地場産業の振興と並行して、都会をリタイアしたいと考える団塊の世代や、豊かな自然環境の中で子育てをしたいと考えている働き盛り世代の移住・定住を、農

村環境を整え直すことで受け入れようとするものだ。

《農村商社わかば》は竹田市で生産された特産品のブランド化・流通販路拡大を目的とし、竹田市の出資で設立された一般社団法人。農村回帰で移住・定住した人々にも力強いバックアップになる。

《竹田総合学院ITSG》は、竹田市に埋もれた歴史・文化の再発見、竹田に根付いた人材育成・起業・就業支援の2本柱にて事業を展開。農村回帰宣言で移住・定住した工芸家などの雇用創出も目指す。

創出したチャンスを 適正なビジョンで具現化

農村回帰宣言に関連する施策と併せ、竹田市では農村の活性化および農業振興を全般的に図るため、昨年8月30日、東京農業大学と「農業振興や地域づくり等に相互に協力し合う」ことを目的とする包括連携協定を締結した。それに先駆けて8月23日から8日間、東京農大国際バイオビジネス学科の学生10人が竹田市内で実地研修を行っている。

「竹田市の農業の最大の課題は後継者不足ですが、鳥獣害対策や6次製品化などもこれから積極的に進めていかなければなりません。そうした部分で豊富な経験と実績のある東京農大との連携は非常に心強く思っています。何よりも若い学生たちとの交流を通じ、

若い感性がいろいろな意味で、竹田市の農業に良い影響を与えてくれるものと期待しています」

折しもこのレポートをまとめている最中に、竹田市と竹田市観光ツーリズム協会が竹田市湯治のバリエーション事業として開発した、温泉と自然散策を組み合わせたツアーが、ヘルストゥリズム認証委員会から「ヘルストゥリズム認証」を受けたというニュースが入った(11月14日付け)。

ヘルストゥリズム認証は2018年に発足したばかりだが、同委員会によれば「健康への気づきの促進」「情緒的価値の提供」「安全安心への配慮」の3項目を審査。2018年は第1期分として全国で実施されている17のプログラムが認証された。温泉地が集中する九

州地区で唯一認証されたのは竹田市だけだという。

「竹田市湯治のキャッチフレーズは《笑・食・歩・温》で、このツアーの参加者は長湯温泉の御前湯で健康状態をチェックした後、長湯ダム周辺を散策し、森林浴や飲泉体験をした後に、有機食材を使ったヘルシーな料理を味わっていただきます。竹田市湯治の心《笑・食・歩・温》を、そのままツアー化したものといえます」

観光カリスマとしても知られる首藤市長。推進する市政は新生ビジョンのスローガンと同様、今後も「目標設定でチャンスを創出、適正なビジョンに基づき決断する」ことで、着々と結実化されていくに違いない。

(取材：文・遠藤隆／取材日 2018年10月24日)



今も遺る戦国時代以来の城下町の遺構



「名水の里・竹田」竹田湧水群(写真は河宇田湧水)

夢をあきらめない

たかはし
高梁市長(岡山県) **近藤隆則**
Takanori Kondo



はじめに

己亥つちのといの年を迎えました。輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。今年、自分にとって60年ぶりの己亥の年となりました。そうです。還暦です。自分の気持ちとしてはそんな歳とは思えないのですが、松浦前市長会長が話されていたことを振り返り、健康維持に改めて努めようと思っています。

自転車レースクラス優勝

高梁市では、平成23年からアップヒルの自転車レース『ヒルクライムチャレンジシリーズ 高梁吹屋ふるさと村大会』を開催



沿道の声援を受けながら愛車で走る筆者

しています。この大会は、県や警察、地元の方々の協力なくしては成し得ない大会です。私は大会会長をさせていただくほか、レースにも参加しています。

コースは、主要地方道高梁坂本線の15kmを使って行われます。平均斜度は2・6%とアップヒルのコースとしては易しい部類で、第1回大会の参加者数350人を皮切りに、年々参加者が増加し、昨年は千人に迫るほどの大きな大会となりました。

では、なぜこんなに参加者が増加しているのか？ それは、他のヒルクライムレースにはない、コース全体での『おもてなし』が、選手の皆さんに受け入れられているからだと思います。

市街地にあるメイン会場をスタートし、競技のスタート地点までは12kmのパレードランがあります。パレードランは競技ではありませんが、その沿道では、市民の皆さんがこぞって旗を振って応援してくれま。また、沿道で声援を送る市民の皆さんの「がんばれよ！」の声に、選手の皆さんも「ありがとう！」とうなずいて応えています。そしてスタート地点からゴールまでの競技区間でも、田舎の道路を走ることもあり各所で応援の旗が振られ、声援が送られます。ゴールは重伝建地区である吹屋ふるさと村です。ゴール前の最後の坂は一番きついです。沿道から大勢の方が応援をしてくださり、最後の力を振り絞ることがで



岡山後楽園で演舞する筆者(中央)

きます。私のタイムは、50歳代のクラスで最低の57分台です。来年からは60歳台のクラスでの勝負となります。ぜひ、来年以降もレースに参加したいと考えています。そして、来年の大会では、60歳代クラスでの優勝を目指し、今から健康づくりも兼ねて、日々愛車を走らせようと思っています。

守りたい郷土の伝統

全国各地には、昔からその地域に伝わる伝統行事や風習があると思います。わが高梁市では、その昔、凶作などの神の怒りを鎮める祭礼の余興として神楽が奉納されていました。このころ、古事記や日本書紀の

神話をもとに、地元・成羽の神官であった「西林國橋」が神話劇を創案、旧来の神樂の中に挿入し、盛大に舞を舞ったとされています。これが備中神樂の始まりです。今では、国指定の重要無形民俗文化財として、多くの社中により舞われています。そしてこれを受け継ぐため、小学生はもとより、中学生や高校生も参加する育成会活動が盛んになっています。

もう一つ、本市には「渡り拍子」という伝統芸能があります。地域ごとにその伝承活動が行われていますが、私の地元にも伝わる渡り拍子については、後継者の減少により、一時期その継承が途絶えていました。そこで、平成4年に当時の保護者とその子



門司港駅にて鉄ちゃん仲間と筆者（左から2人目）



在来線最後のあさま号の切符

どもたちで保存会を結成し、伝承活動を始めました。以前舞っていたという地元のお年寄りを講師に迎え、練習を開始し、太鼓の調達や小道具の作製など、みんなで手作りで伝統を守ろうと頑張りました。地元でのイベントへ出演するなどしてきました。子どもたちの数の減少とともに活動の維持が難しくなりつつあります。でも、ここまですなげた伝統をここで消すわけにはいきません。私もできるだけ参加をし、多くの方に良さや大切さを伝えていきたいと思っています。

鉄ちゃん

私は、根っからの鉄道ファンです。いわゆる鉄ちゃんの中にもいろいろなジャンルがあり、私は「乗り鉄」であり、時刻表オタクでもあります。鉄道に興味を持ち始めたのは幼稚園の時からで、電車のおもちゃを買ってもらったのがきっかけです。

その当時、ちょうど東海道新幹線が開通しました。0系と呼ばれる最初の新幹線車両にあこ

がれ、当然のように新幹線の運転士になることを夢見て、中学・高校へと進みました。さらに、当時の国鉄に入社して運転士になるためには、電気科を卒業する必要があります。ため、大学では電気工学科に進みました。人生の転機は大学卒業の時です。国鉄の合格をいただきながら、家庭の都合で市役所も受験し、最終的に選んだのは市役所に奉職することでした。この時点で、私が新幹線の運転士になることはなくなりました。小さいころからの夢を、手の届くところまでできていた夢を、やむを得ず手放してしまったのです。

残念ながら、実際の運転士にはなれませんでした。鉄道が好きだという想いは変わらず持ち続けていたので、就職後は仲間とともに、鉄道旅行などを楽しんでいきます。自分が所属部署の旅行幹事にでもなれば、事前に下調べをし、とにかくみんなが楽しめるよう企画しました。上野発の夜行列車に乗り、青森駅で降りたときは雪の中だった。という、どこかの歌詞に出てくるような旅行も経験しました。

今は、出張で鉄道に乗る時間が、私にとって至福の時です。でも、やはり運転士の夢があきらめきれない自分が今もいます。無理なのは分かっていますが、この先もしもチャンスがあれば、何らかの鉄道にかかわる仕事ができたらと思っています。夢はこれからも持ち続けたいものです。

わが

人口増加が続く湘南の元気都市藤沢 〜郷土愛あふれる藤沢の実現を目指して〜

湘南エリア最大の
人口43万人都市

藤沢市は、東京から50km圏内、
神奈川県南部中央に位置し、江
の島や湘南海岸など観光資源にも



オリンピックのセーリング競技会場となる江の島

恵まれ、年間1600万人以上の

観光客が訪れる気候温暖なまちで
す。江戸時代には、東海道五十三

次の6番目の宿場町としてにぎわ
い、江の島は多くの浮世絵にも描
かれ、歴史と文化の薫るまちでも

あります。市内には、慶應義塾大
学湘南藤沢キャンパスをはじめ、
4つの大学キャンパスがあり、近
年は、暮らしやすいまちとしても

人気が高く、2018年4月には、
人口43万人を突破し、湘南の元気
都市として発展を続けています。

「シビックプライド

ランキング2018」

愛着ランキング第1位

本市では、総合計画を廃止し、

長期的な展望を持ちつつ、市長任
期に合わせて4年を計画期間とす
る重点化プログラムとして「市政

運営の総合指針」を定め、目指す

都市像を「郷土愛あふれる藤沢
（松風に人の和うるわし湘南の元

気都市）」とし、期間内に重点的
かつ確実に実施していく施策を位
置付けています。

2018年7月に読売広告社が
発表した「シビックプライドラン
キング2018」において、本市は、
愛着ランキングと継続居住意向ラ

ンキングで第1位、総合ランキン
グで第4位という高い評価をいた
だきました。市民の郷土への愛着

と誇りを高めることを基本に市政
を進めてきた本市にとって、大変
ありがたいことと思っています。

子育て世代に人気のまち

近年は子育て世代を中心に転入
者が多い状況が続いています。本
市は、湘南の海と緑豊かな自然に



「キュンとするまち。藤沢」
公式マスコットキャラクターふじキュン♡

恵まれており、電車・バスの交通
網の発達など、交通アクセスの良
さも魅力の一つです。市内には鉄
道6路線21駅があり、都心まで約
50分、横浜へも約20分で出られま
す。また、買い物環境も充実して
おり、JR東海道線辻堂駅直結の
大型ショッピングモール「テラス
モール湘南」や、「Fujisawaサス
ティナブル・スマートタウン」内
にある、個性豊かな専門店が集ま
る「湘南T・SITE」などが注目
されています。市内にはほかにも
子どもたちにも人気の「新江ノ島
水族館」や、一日中遊べる大きな
公園などが多数あり、市の北部で
は果物狩りも楽しめます。

将来を担う子どもたちのために

保育需要の高まりに対応するため、認可保育園や小規模保育事業の新設、藤沢型認定保育施設の活用など保育環境の整備を進めています。また、子育てに役立つ情報の提供をはじめ、不安や悩みを相談できる子育て支援センターなどが充実しており、地域団体による子育て支援も活発に行われています。こうした地域ぐるみの支援活動が盛んなところは、市の大きな強みです。さらに、子育て家庭の



湘南の宝石（関東三大イルミネーション）

経済的負担を軽減するため、本年4月からは、「入院」に加え、「通院」に掛かる小児医療費助成制度の対象年齢も中学3年生までに拡大する予定です。

子どもの貧困対策として、大学等進学者に対する返済の必要がない給付型奨学金制度や、民間団体との連携により、ひとり親家庭に対して中学校入学時や中学校卒業時に支援金を支給する制度も実施しています。これからすべての子どもたちが夢と希望を持って成長していくことができるまちを目指してサポートしていきます。

東京2020オリンピック・パラリンピックから未来に向けた元氣なまちづくりへ

東京2020オリンピックのセーリング競技が江の島で開催されます。本市は、ボランティアなどを通した「市民参加型」の大会を目指しています。多くの市民が大会にかかわることで、郷土への愛着と誇りがはぐくまれ、「郷土愛あふれる藤沢」の実現につながるものと考えています。

そのほか、健康寿命日本一を目指す取り組みを推進するとともに、

に、独自に「地域の縁側」という地域住民が気軽に立ち寄れる居場所を市内35カ所に設置し、住民同士の交流や健康相談など、支え合いの地域づくりに向けたさまざまな取り組みを行っています。また、人口構造の変化も見据えて、人とロボットが共生する未来社会の推進に取り組む「藤沢市ロボット未来社会推進プロジェクト」を展開しており、生活支援ロボットや自動運転など、最先端技術の実

プロフィール

- ◆ 面積 69・57km²
- ◆ 人口 43万2991人
- ◆ 世帯数 19万7353世帯

〔将来都市像〕郷土愛あふれる藤沢
 松風に人の和うるわし湘南の元氣都市
 〔まちの特徴〕相模湾に面し、気候温暖、風光明媚な自然環境に恵まれ、交通の利便性にも富んだまち

〔特産品〕湘南しらす、藤稔（ブドウ）、



藤沢市長
鈴木恒夫



湘南野菜（トマト、キャベツなど）、湘南ポーク、パンジー、シクラメン
 〔観光〕江の島、湘南海岸、新江ノ島水族館、遊行寺、藤澤浮世絵館
 〔イベント〕ふじさわ産業フェスタ、藤沢宿・遊行の盆、ふじさわ江の島花火大会、湘南の宝石（イルミネーション）

証フィールドとしても注目されています。今後も、湘南の元氣都市として発展を続けられるよう、市民、地域団体、大学、民間企業など、多様な主体とのマルチパートナーシップにより、人と人との「和」を大切に、子ども、高齢者、障がいのある人など、誰もが住み慣れた地域でその人らしく安心して暮らせるまちづくりを推進していきたいと思っています。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

わが

歴史と自然に抱かれた 豊かで恵み多き島「えたじま」

「じまん」がたくさんある島

江田島市は、広島県の南西部、広島湾に浮かぶ島の小さな自治体です。

江田島、能美島を中心に、大小



明治期の残り香が漂う「旧海軍兵学校(海上自衛隊第1術科学校・幹部候補生学校)」

9つの島で構成されており、面積は約100km²、約2万4千人が暮らしています。気候は、温暖で瀬戸内の島らしく、アクティビティに適しており、カヌーやSUPなどの海遊び、ハイキングなどの山遊び、海岸線のサイクリングなどを、市内の方が楽しんでおられます。特産品は、全国

トップクラスの生産量を誇るカキをはじめとした海産物、暖かな気候で育ったかんきつや花卉^{かき}。最近では、新たにオリーブの栽培も手掛けています。

そして、現在は海上自衛隊の教育施設となっている、旧海軍兵学校(海上自衛隊第1術科学校・幹部候補生学校)。1888年(明治21年)に東京から移設された同施設は、当時の歴史的建造物を現在も活用しています。構内には貴重な資料が多数収蔵されており、これらを無料で見学することができます。訪れた方は、きっと、近くて遠い時代の残り香を感じるとともに、平和への誓いを新たにすることと思います。そのほかにも、浜辺での生き物観察、世界遺産・厳島に沈む夕日、夜の星空と波の音。

自慢したいことがたくさんある、私の大好きな島です。

最大の課題である人口減少

しかしながら、全国の多くの自治体と同様に、本市も深刻な人口減少に悩んでいます。1947年(昭和22年)の約6万4千人をピークに、一貫して人口は減り続け、近年は年間約500人の減少傾向。この原稿を書いている2018年11月には、約2万4千人になりました。

われわれの大好きな江田島市を次世代に引き継いでいくために、何とかすべき最大の課題です。

弱みとなっているのは、やはり、仕事づくりと若年層の確保。平地部が少なく、鉄道や高速道路などが無い島の地勢において、工場誘致による雇用創出で活路を見

いだすのは困難です。

このため、市の総合計画では、「市民満足度の高いまちづくり」を掲げ、居住地として選択していただける生活環境の整備を進めるとともに、「未来を切り開くまちづくり」として、交流人口の増加を掲げ、観光消費額の増加や経済活動の拡大を図っていくこととしています。

具体的な施策としては、認定子ども園など子育て施設の充実、起業・創業への支援、シェアオフィスの誘致、新たな特産品づくり、地域包括ケアシステムの推進など。一つ一つの取り組みを、着実に積み重ねていくところです。

「縁」をキーワードとしたまちづくり

人の人生において、居住地を選択するのは、とても大きな決断です。わが国全体が人口減少傾向に転じる中で、利便性に劣る地域で社会増などの結果を出すのは、並大抵のことではありません。



海遊びデビューに最適な、波が穏やかな本市の海

もちろん、そのための努力は最大限行っています。本市は、市の総合戦略で「縁」をキーワードとして掲げ、市内に住んではないものの、本市のことが好きな人、気になる人、応援する人などの「関係人口」づくりにも取り組んでいます。

具体的な取り組みとして、体験型修学旅行の受け入れがあります。これは、主に都市圏の中学、高校の修学旅行生が、市内の一般家庭に宿泊し、一緒に料理をした、島の体験をしたり交流を深めるといった事業です。おかげさ

で、受け入れ規模は拡大傾向にあり、2012年度には2校、175名であったものが、2017年度には32校、4118名の方にお越しいただきました。きつと生徒は、ずっと本市のことを覚えていてくれるでしょうし、受け入れ家庭との間で、手紙のやり取りやプライベートでの再訪などの交流が続いている例も見られます。

また、首都圏近郊にお住まいの方を対象としたファンクラブ組織を立ち上げ、毎年、会報発行や情報交換会を開催しております。本市を離れて長い方も、皆さん故郷のことを常々気に掛けてくださっており、近況などをご説明すると、とても関心を持って聞いていただけます。

そのほかにも、都市圏の個人や企業を対象とした受け入れツアーや、市内のイベントへの招待事業なども実施しております。これに参加した方が、地域でイベントを企画したり、市内のサークルに加入したりといった嬉しい事例も出てきております。

「平成30年7月豪雨」では、本市は、家屋損壊や断水、道路崩壊などの被害が発生しました。しかし

ながら、こうした「縁」ある方々から、本当にたくさんの方の心温まるご支援や励ましのお言葉をいただきました。心から感謝するとともに、約2万4千人の江田島市民には、たくさんの方の応援して下さる方がいることを実感させていただきました。

施策の効果としてはとても表現しにくいものになりますが、本市

プロフィール

- ◆ 面積 100・70km²
- ◆ 人口 2万3568人
- ◆ 世帯数 1万2573世帯

〔将来都市像〕 協働と交流で創りだす「恵み多き島」えたじま

〔まちの特徴〕 旧海軍兵学校などに代表される歴史、そして温暖で穏やかな瀬戸内の自然と恵み豊かな島しょ部のまち

〔市町村合併〕 2004年11月1日、江田島町、能美町、沖美町、大柿町が合併して市制移行



江田島市長
明岳周作



〔特産品〕 カキ、ちりめん・いりこ、きゅうり、かんきつ、花卉、オリーブ

〔観光〕 海上自衛隊第1術科学校、砲台山、陀峯山、真道山森林公園・キャンプ場、長瀬海岸、シーサイド温泉のうみ

〔イベント〕 江田島 SEA TO SUMMIT、江田島湾海上花火大会、ヒロシマMIKANマラソン、江田島市カキ祭り、江田島市かきカキマラソン



多くの交流を生み出す体験型修学旅行の受け入れ

は、こうした人と人との心の交流を大切に、まちづくりを進めていきたいと考えています。

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口・世帯数は「住民基本台帳」による。

しこくちゅうおう
四国中央市 (愛媛県)

これぞ!
食の

イチオシ

**四国にもあるんです
 お茶どころ(四国中央市新宮町)**



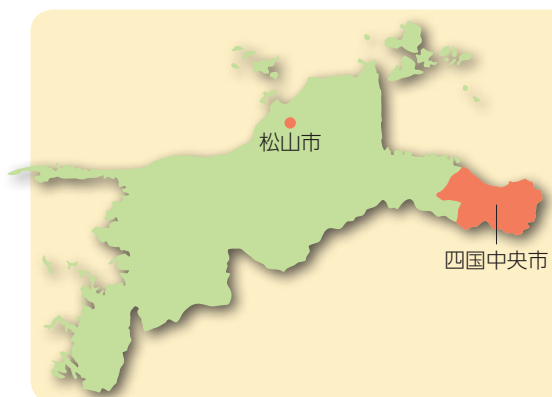
推薦者



四国中央市役所
 経済部観光交通課
 きたざわゆうと
北澤佑斗さん

愛媛県の東端に位置する紙のまち「四国中央市」。市の特産品の一つである「新宮茶」は、その豊かな香りと滋味あふれる味わいが認められ、平成12年には第2回国際銘茶品評会で金賞を、平成18年には第55回全国農業コンクールで農林水産大臣名誉賞を受賞しています。

また、かぶせ抹茶をぜいたくに使用した「霧の森大福」は、抹茶のほろ苦さと、こしあん・クリームほどよい甘さがマッチした絶品のスイーツです。ぜひご賞味ください！



面積	421.24km ²
人口	8万7644人 (平成30年10月31日現在)
特産品	里芋、山の芋 紙加工品、水引細工 新宮茶、いりこ 赤石五葉松

※面積は国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」に、人口は「住民基本台帳」による。



“霧の森大福”を販売している道の駅「霧の森」

市政

平成31年1月号

市政

平成31年1月号

特集

林業の未来を開くCLT

1990年代に欧州で開発され、断熱性や遮炎性・遮音性などさまざまな効果のある新建材CLT（直交集成板）。日本では2016年にCLT関連の建築基準法告示の公布・施行により、一般利用が開始され、自治体においても、CLTを使った3階建ての市営住宅の建設（真庭市）をはじめ、先進事例が出てきているほか、「CLTで地方創生を実現する首長連合」が設立され、利用促進に向けた政策提言も活発に行われています。

今回の特集では、学識者に今後見込まれるCLT需要と活性化効果、普及促進に向けた課題などについて紹介いただき、また、その利用拡大に取り組む都市の事例もご紹介します。

寄稿 1

CLTと中大規模木造

東京都市大学工学部建築学科教授 大橋好光

寄稿 2

CLTによる地域産材の利用拡大に向けて

村上市長 高橋邦芳

寄稿 3

木材、CLTの利用促進と地方創生に向かって

真庭市長 太田 昇

寄稿 4

CLT 未来を「つむぐ」場所へ

西予市長 管家一夫



CLTと中大規模木造

東京都市大学工学部建築学科教授

おおはしよしみつ
大橋好光



はじめに「木造建築の性能」

中大規模の木造建築に対する関心が高まっている。欧州では20階建てが建設中と聞く。日本でも7階建ての計画が進められており、10階建ても視野に入っている。大手の建設会社も、次々と「わが社ならこんな木造建築ができます」というようなリーフレットを作成している。中大規模木造建築は建設業界全体のテーマになっている。

木造建築を普及させる意味は、大きく二つある。第1は「地球温暖化防止に対する役割」であり、第2は「日本の森林の保全」である。いずれも、改めての説明を要しないと思われる。国内の木材生産は低迷しているが、実は日本の山は木で溢れている。森林を維持していくために、木材を利活用することが求められている。

以上のような状況にかんがみ、2010年5月、いわゆる「公共建築物木材利用促進

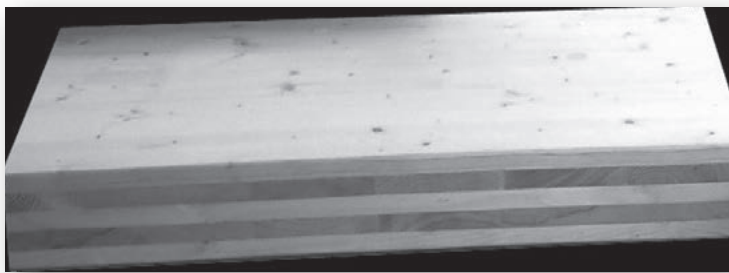
法」が成立した。同年10月には、「比較的小規模な公共建築物は、すべて木造とする」という方針が発表された。これまで公共建築物は、鉄筋コンクリート造など、非木造で造られてきたので、方針を180度転換する画期的な方針といえる。

一方で、「木造建築の環境上のメリットは分かるが、木材は燃えるし、長持ちしないのでは」と立ち止まっている人は多い。しかし、木造の性能に関する否定的な情報の多くは、過去の木造建築に関するものといつてよい。現代の木造建築は、かつての木造建築とは別次元の性能になっていることを理解する必要がある。

例えば、耐火性は、2000年の建築基準法の改正により、「木材は燃えるので耐火建築にならない」から、「同等の性能があれば、材料は問わない」と変更された。「性能規定化」という。これを受けて、木造耐火の技術開発が盛んに行われ、1時間耐火から2

時間耐火、そして最近では3時間耐火を取得する企業も現れている。3時間耐火取得とは、木造建築による高さ制限がなくなったことを意味している。しかも、そうした耐火技術の開発には、いわゆるスーパージェネコンも大きな役割を果たしている。建設業界のリーディングカンパニーが、木造技術の開発に本腰を入れているのである。

また、木材の腐朽問題についても、施工業界の認識は大きく変化している。これには、2000年の「住宅の品質確保の促進に関する法律（品確法）」の影響が大きい。10年間の瑕疵保証が義務化され、その中で「漏水は瑕疵」が明確に示された。また、耐久性100年を想定した劣化等級も設定されている。品確法は、住宅を対象としているが、そうした意識・技術は、もちろん非住宅の木造建築にも共有されている。事実、建物の除却データからは、木造建築の寿命が、鉄筋コンクリート造などに劣らないことが



CLTパネル(写真1)



CLTパネルによる建て方(写真2)

明らかになっている。
また、耐震性では、熊本地震で、2000年以降に建てられた木造住宅は、新耐震設計法(1981年)以前のものよりも、格段に性能が高かったことが報告されている。

CLTの建材としての特長

CLTは、Cross-Laminated-Timber(クロス・ラミネーテッド・ティンバー)の略で、日本農林規格(JAS)では、直交集成板と

いう。写真1のように、厚さ30×幅90×150mmの板を3層〜9層程度、順に直交して配置した接着パネルをいう。こうすることで、反りや収縮などの木材特有の変形を抑え、寸法安定性が高いことが特長となっている。屋根や床、壁での利用を想定している。材質的には、表層に強度等級の高いもの、中間部には低いものを配して、木材の有効利用を図っている。厚さ9〜21cm、幅3m×長さ12mなどという大型のパネルで、欧米ではこ

れよりも大きな板も製造されている。
CLTの建築材料としての特長は、その大きさにある。建築の現場では、最終的には、屋根や床、壁といった面を構築するが、それがあらかじめ工場で作られる。工場生産は、品質の

安定が期待できる。また、日本の建築現場は労働集約型だが、大版のCLTは施工が早く、人工が少ないという特長がある。

CLTを建築に使った建物は、建築基準法上、二つに分けられる。一つは、屋根・床や壁の大部分をCLTとする「CLTパネル工法」である。また、もう一つは、CLTをほかの構造、例えば、木造軸組構法や鉄骨造などの一部(床や壁など)に用いる方法である。前者は、2016年に作成された「CLTパネル工法の技術基準告示」のよって建てられる。

告示による建物の構法は、写真2のように、CLTを床壁に用いて積み上げていく構法である。構法的には、ちようど、ツーバイフォー構法の床壁をそれぞれ1枚のパネルに置き換えたような建て方となる。

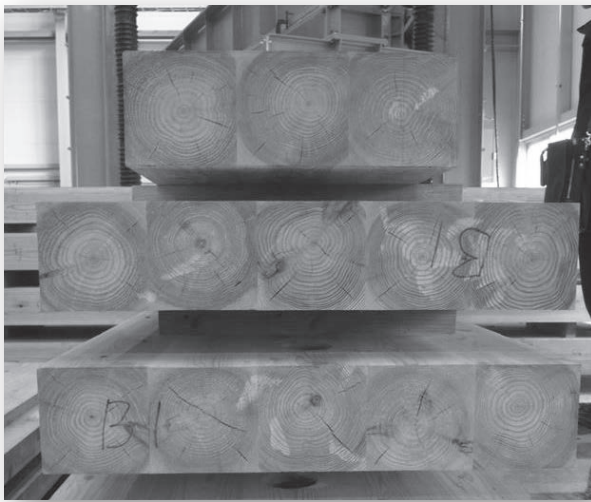
CLTと林業の活性化

欧米では、急速にCLTの需要が増えていくと聞く。以前から、欧州では、環境問題に対する意識が高く、木材を多用したマツシブフォルツという構造領域があった。CLTは、マツシブフォルツの中の勝ち残りという側面も持っている。

日本の林業の面から見ると、前述のように大量に山に蓄えられ、利用期に来ている

木材（主にスギ材）の活用之道を開くものとして期待されている。CLTは、ソリッドの木質パネルなので、多くの木材を消費してくれるというわけである。山で算出される木材は、品質の上位から順にA材、D材に分けられるが、CLTは、特に産出量の多いB材・C材を、大量に使ってくれると期待されている。

また、CLTパネル工法は、戸建て住宅でない建物への利用を想定している。例えば、集合住宅や福祉系施設などが、主たる対象用途となる。また、施工が早いことを利用した、都市部の事務所建築も含まれよう。このよう



接着重ね材(写真3)

に、戸建て住宅以外を主な対象としていることから、従来からの木造軸組構法との競合はほとんどない。木造による新しい建築領域を開拓することが期待されている。

また、CLT工法の開発に呼応して、CLTと同種の材料も注目を集めている。例えば、「集成材パネル」やB種LVLがある。また、写真3のような、接着重ね材という、正角材を接着して横架材を作る技術もJAS規格として作られようとしている。

つまり、CLTパネル工法の開発は、日本に「木質ソリッドパネル工法」という新しい構造領域を開くことにもなる。

さらなる普及のために

今後、日本では職人不足が大きな課題となることは間違いない。欧米では、工場で屋根面や床面、壁面を大きな単位で製作し、それをトレーラーなどで現場まで運び、重機で組み立てている。大型建築のプレハブ化は、欧米の方が進んでいるのである。CLTは、そのパネルの大きさを活用できれば、大きなメリットとなる。木造建築は工事期間が短いことが特長であるが、CLTは特にその優位性を発揮できる可能性がある。

そのためには、施工の合理化も進める必要がある。例えば、日本では、組み立て足

場で建物を囲って施工することが多いが、海外では、高所作業車などで済ませるのが一般的である。また、CLT運搬にかかる交通事情の問題もある。接道が狭隘な敷地の建設はあきらめるとしても、電柱・電線が多いこと、あるいは運搬できる大きさや許認可の手続きなど、大型の資材を運ぶには、障害が多い。緩和が望まれる。

まとめ〜今後の展開〜

近年の新しい傾向は、木質構造で、さまざまな構造形式が試みられていることである。こうした木造建築の進展には、大きく二つの理由がある。

第1は、人的な面で、第一線の若い設計者が、偏見なく、木造にも挑戦していることである。彼らには、旧世代のような木造への偏見はない。地球環境を考える時代に何がふさわしいか、客観的に分析し、木材を有望な構造材料の一つととらえている。

第2は、前述した木材の加工性の良さである。木材は三次元加工が容易で、設計者は、それによって新しい建築空間、新しい造形が生まれる可能性に気付いている。

以上のように、新しい木造建築が次々と提案されている。こうした展開は、当然、止まりそうにない。

CLTによる地域産材の利用拡大に向けて

村上市長(新潟県)

高橋邦芳



これまでの取り組み

村上市は、新潟県の北端に位置し、北から東にかけては山形県に接している。

本市は林野率85・2%と、緑豊かな森林資源に恵まれた県内屈指の林業地である。

市の森林面積は9万9988haと県内随一の広大な面積を有し、古くから林業の盛んな地域で、市内でも林業の盛んな山北地区(旧山北町)では、輸入木材の影響や景気の低迷する中でも、小中学校や各集落集会場、野球場などの運動施設や土木施設等へも地元産材の活用を行っている。

その中でも、建設から50年を経過し老朽化が進み危険となった橋の改築では、木材の街のシンボル橋として、また、地元産業活性化につながるよう平成14年度に「八幡橋」を建設している。

八幡橋は、2連アーチの中央部にバルコニーが設けられ、初夏の鮎釣り、夏の日本

海に沈む夕日、秋には鮭漁など、四季折々の風景が楽しめる機能を持ち、市民の憩いの場となっている。

近年、森林・林業を取り巻く環境は、戦後に造成された人工造林の多くが本格的な利用期を迎えており、国内の豊富な森林資源を循環利用することが重要な課題である。

このため、本市では公共建築物等における県産材利用促進に関する基本方針を定め市内の森林資源の利用を促進し林業・木材産業の活性化に取り組んでいる。

公共施設の建設の際は、できる限り市産材を取り入れ、市役所支所庁舎をはじめ保育園、学童保育所などを整備している。

木材の利用促進は、本市の主要産業である林業の振興のみならず森林資源の適正な循環を図ることにより、生物多様性の維持、水源涵養、地球温暖化防止等の森林が持つ公益的機能の発揮に貢献するものである。

林業の成長産業化を一層推進するために

は、県産材の需要拡大が必要であり、中大規模建築物に木材利用を進めることが不可欠となっており、欧州において中大規模建築物への利用実績のあるCLT(直交集成板)を普及させることが、新しい木造建築物の世界を切り拓く大きな起爆剤になると期待をしているところである。

村上市スケートパーク建設の背景と取り組み

本市には、遊休施設である旧村上市民会館をスケートボード関係者が改修し活用している「日本海スケートパーク」という全国でも数少ない屋内スケートボード施設がある。スケートボード選手育成や市内外の愛好者から利用され、冬季五輪スノーボードハーフパイプの2大会連続で銀メダルを獲得した平野歩夢選手を輩出した施設としても全国的に知られている。

日本海スケートパークは、建設から50年



八幡橋

以上経過した施設を使用しているため、施設の安全性の確保が困難なこと、施設の拡張ができないことなどから大会の開催が困難なことが課題となっていた。

「スケートパーク（スケートボードを行う施設）」は、民間施設だけでなく、公共の未

利用スペースなどを活用した整備が近年増加傾向にある。

本市では、スケートボードが2020年に開催される東京オリンピックの正式種目に選定され、競技スポーツとしても注目を集めている中において、2019年春の供用開始を目指し、通年型屋内施設として国内最大規模のスケートボード施設「村上市スケートパーク」の新規整備に着手している。

建設に当たっては、市の主要産業である林業をPRする建築とするため、市産材をふんだんに使用した木造一部鉄筋コンクリート造とし、大規模な木構造を象徴的に用いる建築としているほか、近年、木の新素材として注目されているCLTを間仕切り壁に採用し、木材の総使用量は約670㎡に及んだ。

建築物としての特徴は、耐震構造上のパランスを考慮して南北65m、東西30mの長方形による整形な形状とし、小屋組みにトラス構造を採用することにより、木造であっても30mの大スパン空間を実現している。

「村上市スケートパーク」のメインとなるアリーナのコースの構成は、さまざまな競技・トレーニングができることを目指し、オリンピックの種目となっている斜面や階段などの障害物を使って演技する「ストリート」と、おわん型のコースを使う「パー

ク」の二つのセクション（競技設備）を導入している。

各セクションの設計については、スケートボードの本場であるアメリカ・カリフォルニアから、Xゲームやワールドシリーズの会場設営の経験がある指導者を招き、アドバイスを受けて国際競技水準の規模・難度を有する設計を行っている。

建築面積に限りがあり、すべてのコースを国際競技レベルとすることが困難であったため、パークは国際競技レベルを確保し、ストリートはさまざまなレベルの競技者が楽しめる規模と難易度のセクションを用意している。

本市では、この施設を拠点として、世界を目指すジュニア選手の育成・発掘を図るとともに、オリンピックの正式種目として盛り上がるスケートボード競技を通じて国内外のトップアスリートや国内の愛好者が集う「スケートボードの聖地・むらかみ」を目指し、地域の観光資源や魅力と結びつけながらスポーツを通じた地域経済の活性化、市民の新たなスポーツ施策の構築を目指している。

スケートボード競技者や愛好者以外に多くの市民が利用できるように、パークを設けるアリーナ以外のエリアには、1階にはボルダリング、2階にはランニングコース



「村上市スケートパーク」の外観(完成予想図)



「村上市スケートパーク」のアリーナ(完成予想図)

とスラックラインをはじめ多目的に利用できるスペースを設置し、利用者ニーズに対応できるようにしている。

現在、スポーツと、景観・環境・文化などの地域資源を掛け合わせ、戦略的に活用することで、まちづくりや地域活性化につながる取り組みが全国各地で進められているが、本市でもスポーツへの参加や観戦を目的とした旅行や、スポーツと観光を組み合わせた「スポーツツーリズム」、市外から

参加者を呼び込む「地域スポーツ大会・イベントの開催」、国内外の比較的規模の大きい「スポーツ大会の誘致」、プロチームや大学などの「スポーツ合宿・キャンプの誘致」などに取り組むこととしている。

この中で、施設供用開始から2020年の東京オリンピック・パラリンピックまでを第1ステージとして位置付け、この期間はオリンピックレガシーの創造を目標として、日本選手権などの大会の誘致、国内強化選手や国外選手の合宿・トレーニングの誘致をはじめ、施設のPRに注力する期間とし、2020年以降は第2ステージとして、大会開催地、合宿地・トレーニング地として定着化を図り、交流人口の拡大を通じて、地域経済の活性化につなげたいと考えている。

また、トップアスリートの育成・強化、ジュニア選

手の発掘・育成については、新潟県、そして、同じく冬季オリンピックでメダリストを輩出した新潟県南魚沼市との連携や、本市のスケートボード施設「村上市スケートパーク」と南魚沼市のスノーボード施設「モンスタールーフパイプ」の双方の資源を有効に活用した取り組みを推進することにより、1年間を通じてトップアスリートの育成・強化、ジュニア選手の発掘・育成が行えるような環境整備を図り、スポーツ界の競技力向上に寄与したいと考えている。

以上が、市産材をふんだんに取り入れるとともに、新素材であるCLTを導入し、整備を進めている「村上市スケートパーク」建設の背景と取り組みの概要である。

今後の課題

依然として長引く木材価格の低迷による林業経営の脆弱化に加え、過疎・高齢化の進行による林業従事者の減少などにより、林業・木材産業は、大変厳しい状況である。今後、「村上市スケートパーク」建設から得た知見などを提供することで、設計および施工のノウハウが市内はもとより県内外に広まることにより、CLTが定着し、地域産材の利用が一層拡大していくことを期待している。

木材、CLTの利用促進と 地方創生に向かって

真庭市長(岡山県)

おたのぼる
太田昇



真庭の木を使い切る取り組み

真庭市では「木を使い切る真庭」として、地域内経済循環を生み出し、持続可能な「杜市」づくりを目指している。平成27年4月から稼働している木質バイオマス発電所の燃料として、今まで山に捨てられていた間伐材や枝葉などの林地残材、製材の製造過程で発生する樹皮・端材などを捨てることなく活用する取り組みが始まった。1万kWhの発電能力を持つバイオマス発電所も順調に稼働しており、木を使い切ることで、地域産業の発展、雇用の創出、地域力の向上が実現している。また、山主や素材生産業者などの木を生産する側から、流通、製材業者の中間業者、木を使用する需要者側までの地域連携を進め、本来の木材利用を積極的に推進しつつある。その中でも、新たな建材であるCLTの普及推進を図り木材需要の拡大につなげることに尽力している。

真庭市有施設の木造化とCLT利用推進の取り組み

■建築物の木質化・木造化

本市では公共建築に木材を活用する目的で、平成19年に「真庭市有施設の木材利用推進指針」を定めた。これにより、CLTの利用だけでなく建物の木質化・木造化に力を入れており、近年では、平成28年4月には、落合総合センター、天の川こども園などの大規模木造公共建築もオープンした。また、平成30年4月には、旧勝山町役場を中央図書館に大規模改修(リファインング)したが、これも木材を大量に用いて木質化した。

■CLT利用の取り組み

市内に国内初のCLT専用工場が建設されたこともあり、CLTの活用を推進している。小規模ではあるが、平成26年2月には日本初のCLT建築となるバス停を完成させており、その1年後の平成27年3月には、公営住宅としては日本初のCLT市営住宅を完成

させた。

平成28年5月には、CLTを扱うことができる建築技術者がほとんどいない時期であったため、CLTの利用・技術者の育成を進める目的で、女性建築士による全国設計コンペを開催した。CLTの利点を生かし約3カ月の短期間施工で久世駅CLTモデル建築物「木テラス」が平成29年3月に竣工した。また、ほぼ時期が重なるが久世地区の「CLT保育室増築棟」の計画が平成29年1月にスタートし、3月には竣工するという、CLTならではの超短工期で完成。このどちらの建物も半日で棟上げが完了している。

平成30年4月には北房小学校・こども園の建物が完成し、開校・開園した。この小学校・こども園の建築設計はCLT告示の施行前だったものの、告示施行後の設計見直しに合わせて建物の適材適所にCLTを利用することとし、木材使用量約2100㎡の大規模な木造の校舎、園舎となっている。

■CLT利用のメリット



北房こども園遊戯室



北房小学校体育館

種と時間がかかる。また、コンクリートが固まり、必要な強度が出るまでおおむね1週間以上は型枠を外すことができない。つまり3階建てを建てる場合には少なくとも3週間以上の期間と多くの職種の労働力が必要となる。適材適所にCLTを使うことで、工期短縮・労働力不足



CLT建築の施工状況

全国的に国産材の利用は徐々に回復しつつあるが、現在でも需要の3割強の利用にとどまっている。CLTは後述のような多くのメリットがあり、活用の進まなかった国産材利用を推し進める起爆剤の一つとなり得る。全国の自治体での積極的な活用を期待している。

CLTのメリットの例

- ① プレファブ化（工場加工品のため少人数施工で工期を短縮）
- ② 軽量（基礎縮小等でのCO₂排出量縮減）
- ③ 断熱性（温度変化が少なく木のぬくもりのある快適な環境空間）
- ④ 耐震性（分厚いパネル構造の高い耐震性）
- ⑤ 精度（一般木材より高い寸法安定性）

① プレファブ化

CLTパネルの加工は、CLT工場・加工工場などで、建物の設計に合わせて事前に加工される。現場では加工済みの大きなパネルを順番に組み上げていく。そのため、規模の小さな3階建て程度の建物（真庭市営CLT春日住宅など）であれば、1日で組み上げることがができる。施工を行う職人も、とびや大工など、パネルを扱うことができる少人数のチームで対応可能で、現場廃材も出ない。また最低限の足場のみで施工ができ、床パネルを設置後はそのまま足場代わりになる。これが鉄筋コンクリート構造の場合には、まず柱・梁などの構造体施工のための足場が必要のほか、鉄筋工・枠工・コンクリートの打設

解消につながる。

② 軽量

CLTは木材を材料とすることから、他の構造材料と比べて非常に軽い。重量は建物を作る際の基礎構造に大きく影響があり、軽い建物では基礎が小さくできる。また、建材の運搬や施工の際も軽い材料であれば一度に多く扱うことができるため、燃料などの削減・CO₂の削減へとつながっていく。

また、基礎の構造規模縮小はコストにも影響を与える。現在はまだ高いとされるCLTであるが、基礎縮小などにより、トータルコストが下がったという事例も出てきている。岡山県の調査によると、同規模の鉄筋コンク

図表 コスト比較(平成30年3月)

出展：岡山県農林水産部林政課・(一社)岡山県建築士事務所協会



保育施設(延床面積301.40㎡)

事務所付寄宿舍(延床面積561.74㎡)

構造	CLT造	RC造 (ラーメン構造)	S造 (ラーメン構造)	構造	CLT造	RC造 (ラーメン構造)	S造 (ラーメン構造)
	m ² 当り 単価	297千円/m ²	308千円/m ²		297千円/m ²	m ² 当り 単価	249千円/m ²
m ² 単価 割合	100%	103%	100%	m ² 単価 割合	100%	95%	95%

リートの建物を建てる場合とのコスト比較が

されているが、基礎のコストが大きく下がる

ことが分かっている。現段階でも鉄筋コンク

リート造とほぼ同等のコストとなっており、

今後の量産化によるCLT価格の動向や、C

LTパネルの効率的な利用により、さらなる

コスト縮減も期待できる。また各種の補助を

利用することで、トータルコストで有利に建

築することも可能である。

③断熱性

木材であるCLTは鉄・コンクリートと比

べると圧倒的に断熱性が高い。また、パネル

工法の建物であれば気密性も高いため、非常

に安定した室内環境が生まれる。本市では全

国初のCLT公営住宅を建てた際には温度測

定を実施した。5月・10月など、外気温の変

動幅が20℃程度ある日でも

建物内では3度の温度変化

しかない。市立の保育園・

こども園でのCLTの保育

室では温度変化が少ない上

に調湿効果や木の香りなど

木の温かみを感じることが

できるということや、木材

であるため子どもが走り

回っても安心できるといっ

た点が評判となっている。

今後の展望・課題

CLTをはじめとした木

材利用コストは高いという

イメージがあるが、適材適

所で使えば、必ずしも高く

ないことが示されつつある。

昨今、さまざまな木材利

用方法が建築で試みられて

いるが、鉄とコンクリートの建物が発達し

た日本では非住宅・中大規模建築物の構造

材として木材を扱うことができる技術者の

絶対数が少ない状況にある。こうした状況

から、当面は鉄やコンクリートとのハイブ

リッド構造を中心としたCLTの使い方や、

認定工法の開発を少しずつ蓄積していくこ

とが大切である。

欧州では建築物の木造・木質化が大きな潮

流になろうとしている。近代の工業化時代が

終わり、環境と人間に優しいものを目指す時

代なのである。日本でもこの新しい流れに

しつかり乗っていくことが大切であり、木材

を活用する先進的な取り組みに対する幅広い

支援が必要な時期だと考える。そして、その

支援を使いながら、CLTを含めた中大規模

木造建築の事例を数多く先導して建て、全国

での設計・施工の実績を作っていくことで普

及へとつながっていくものと考えられる。

まだまだ助走段階であるが将来的にはCL

Tが「普通」の建材になり、CLTを含めた木

材が建設業界で「普通」の建材として採用され

るようになってくること、国産木材の使用量

が増加し林業経営管理法の施行や森林環境税

(仮称)、森林環境譲与税(仮称)の制度化の中

で、日本の林業、木材加工業が活性化される

ことを期待している。それが日本の農山村地

域における地方創生の在り方の一つである。

CLTみらいを「つむぐ」場所へ

西予市長(愛媛県)

管家一夫



自然と文化と人が輝く交流のまち

寄稿にあたり、平成30年7月豪雨におきましては、全国各地の自治体の皆さまから、温かいご支援を賜りましたこと、この紙面をお借りして厚くお礼申し上げます。本年は、「復興元年」と位置付け、ふるさとの復旧・復興を最優先課題として取り組んでまいります。

さて、西予市は、愛媛県の南西部に位置し、青く広がる宇和海から、遺跡や伝統的な町並みの残る盆地、みどり豊かな美しい山々まで、標高差1400の中に、多彩な自然や文化を持ち合わせたまちである。総面積は514・34km²で、75%を山林が占めている。平成16年4月に、東宇和郡明浜町、宇和町、野村町、城川町、西宇和郡三瓶町の5町が合併して誕生し、各町に残る文化を共有しながら、さまざまな交流を通じて、魅力的なまちづくりに取り組んでいる。

特産品は県を代表する「ミカン」のほか、魚介類、米、ぶどう、栗、乳製品などである。

交通面では、合併と同年に松山自動車道が、西予宇和インターチェンジまで延伸し、県都松山までの所要時間も1時間程度に短縮されたため、南予地方(県南部)における交通の拠点として、人や物の交流が盛んに行われている。

林業の取り組み

本市の森林は、面積約3万8000haのうち67%の約2万5000haがスギ、ヒノキの人工林であり、そのうち伐期を迎えている8齢級以上の森林は85%を占め約2万1000haという資源の宝庫となっている。また、高度成長期に集中的に植栽し、偏った森林資源構成の平準化を図り持続可能となる森林経営を図るため、除・間伐等の育林から主伐を取り入れた搬出間伐という生産を視野に入れた、計画的な一体性を持った森林整備を行っている。

その施策として、平成23年度に林業課の新設とともに設置した「林業活性化センター」が

中心となり、「計画的な森林整備」および「施業の集約化」の推進を図るため、西予市森林組合および第三セクターの林業事業体と協働して森林計画の策定および森林施業の実施に努めている。

また、以前の架線を使った作業から、車両による作業へと変わり高性能林業機械の導入による、低コスト作業システムを確立するために、林道および作業道開設の推進・整備を行っている。

本市の豊かな森林は、私たちの生活に多くの恩恵をもたらしてくれている。この貴重な財産を守り、有効活用していくために『森林の担い手育成』『地元産材の活用促進』を行っている。

平成23年4月からは、『西予市バイオマスタウン構想』に基づき、林業の活性化や二酸化炭素削減を目的として、『木質ペレット製造施設』が稼働を始めた。この施設は、主に間伐に伴い発生する林地残材を原料として、木質ペレットを製造している。木質ペレット

は、市役所庁舎の冷暖房空調、温浴施設、農業用ハウスのボイラーやペレットストーブの熱源として利用されている。この取り組みは、地産地消のエネルギーとして、循環型社会に貢献するとともに、これまで未利用だった切り捨て間伐材等を利用することにより、適正な森林の維持管理につながっている。今後は、さらなる木質ペレット利用先の拡大が課題となっている。

一方、森林の状況は、戦後植林されたスギ・ヒノキが伐採適期を迎え、今後より一層の木材利用拡大と森林整備が望まれているが、木材価格の低迷など、国産材の市場は依然厳しい状況にある。

公共施設へのCLT活用

本市では、旧市立病院の老朽化や最新の医療提供に対応するよう、新病院の建設に着手し、平成26年9月に「西予市市民病院」の開院を迎えた。

これにより、旧病院跡地利用に取り組みこととなり、旧宇和病院跡地利用検討委員会の答申を受け、『西予のみらいを「つむぐ」場所』というコンセプトの下、地域の「学び」を核として、さまざまな世代の市民がお互いに交流しながら、本市の魅力創出と課題解決に向けた諸活動を実践していくための拠点として整備する方針が決定され、平成30年度から、図

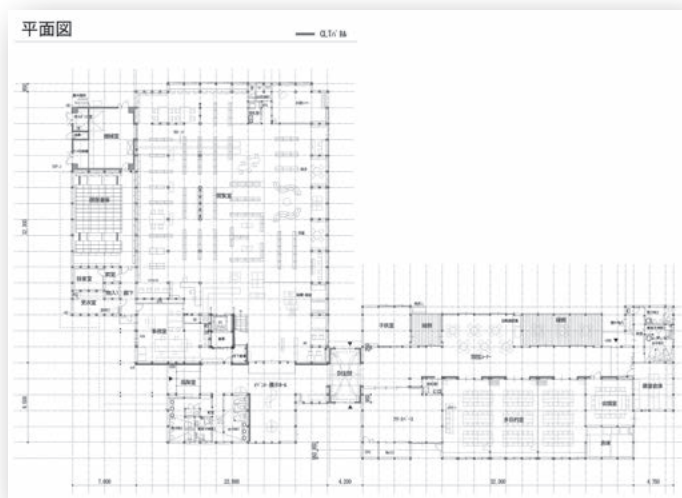
書館およびコミュニティ施設、広場、駐車場を「西予市社会教育複合施設」として同跡地に整備を進めている。

敷地は、駐車場用地として約2300㎡、そして複合施設用地約4500㎡の中に交流広場約1300㎡を配置し、複合施設の規模としては、図書館部分を約1500㎡、コミュニティ施設部分を約700㎡、合わせて2200㎡程度のCLTを用いた建物を計画している。

CLTの使用量は約170㎡で、そのすべては市産材を活用しており、床や庇、壁の一部に構造体として採用し、内装に木材を多用して木製備品を積極的に導入する等、木にこだわった施設としてい



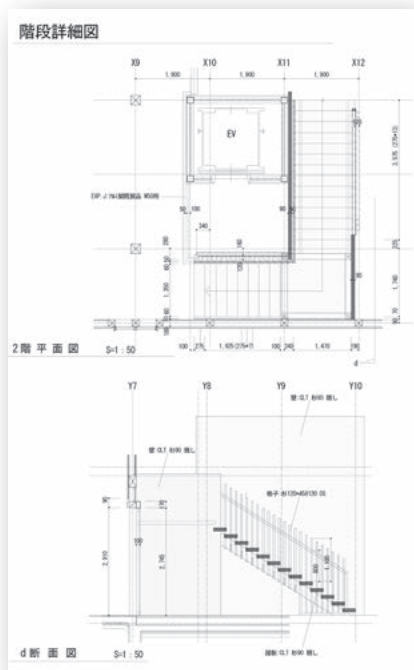
“西予市社会教育複合施設”の完成予想図



“西予市社会教育複合施設”の平面図



“西予市社会教育複合施設”の断面図



“西予市社会教育複合施設”の屋内階段

る。また、木造で建築できるよう図書館とコミュニティ施設をRC造建築物で接続し準耐火建築物として、建築基準法をクリアしている。

CLTの導入に当たっては、時期を同じくして、平成30年3月、愛媛県内にCLTを原木から一貫生産ができる工場が完成し、4月から本格稼働を始めた。これにより、県内での調達が可能となったことも後押しとなり、公共施設へのCLT使用につながったものがある。

CLTは構造躯体としての機能が発揮されるほか、断熱性や遮音性などの効果がある。

り、施工性の向上にもつながることから、今後、さらなる利用促進が図られるものと考えている。

また、国、県においても補助事業の拡充をはじめ、CLT普及への制度整備が進められており、設計、施工技術制度の確立や現場での人材育成を通じて、一般住宅への利用拡大が強く望まれているところである。

未来へつながる活動

本市では、平成30年4月1日に「ウッズスタート宣言」に調印し、未来を担う子どもた

ちが木に親しみ、豊かな市民生活につながる事業がスタートした。

誕生祝い品として、木のおもちゃ「西予のたからばこ」を赤ちゃんにプレゼントし、「木育事業」では小・中学生を対象に林業教室を開催し、木への関心を深めるとともに環境を守る取り組みを進めている。

また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの選手村に設置されるビレッジプラザに、西予市産木材を提供することが決定した。ビレッジプラザは、200カ国から1万8千人以上の選手が訪れる施設で、世界の目に触れるチャンスと捉え、西予市産材利活用への付加価値につながるよう期待するところである。

木材を通じた幅広い活動を、林業振興や木材関連事業の推進とともに地域活性化につなげていきたい。

都市の リスクマネジメント

第105回

地域防災計画、防災・減災マネジメント 防災条例（2）

跡見学園女子大学教授

鍵屋 一



自治体政策と条例化

自治体の計画は、原則として首長の権限で作成することができ、延期したり、変更したりすることも容易である。これに対して、条例は議会審議というプロセスを経て制定される法的根拠を有するので、簡単には変えられず、計画に比べると重要度のレベルがずっと高い。

一般に、自治体が独自の地域課題に対応した政策を決定し、実施するためには、これを法的に裏付ける条例を制定することが望ましい。自治体の政策は、それを条例で規範化することで、確固たる法的基盤を持ち、議会の審議による民主性の確保という正統性を持つこともできるからだ。

防災条例の行政的意図と効果

防災減災マネジメントを実現するためには、防災条例を制定することが重要である。その防災条例を制定する狙いと効果は、行

政的には次のようなものが挙げられる。

（1）目標・理念を明確化する

政策の基本を定める条例には、抽象的な目的の他に、達成すべき目標とこれを裏付ける理念が必要である。言い換えれば、条例を定めることで、どういう公共的課題を、どういう考え方（理念）で、どの程度まで解決するのか（目標）が明らかになるのである。

（2）長期的な政策実施の法的担保となる

条例の目標を達成するための個別の施策は、常に説明され、評価され、住民ニーズや社会情勢の変化に合わせて微調整される。条例の目標が達成されない限り、政策が長期的に継続されることは法的に担保される。自治体が個別の政策をすべてやめるときには、その根拠となつている条例を廃止しなければならず、大きな法的責任が生じる。

（3）適正な行政手続きを法的に保障する

条例には、政策の方向性や重要な施策が示されるが、抽象的な規定にならざるを得ない。そこで、付属機関や住民に意見を求

めたり、具体的施策について説明をし、進捗状況を報告したり、政策評価を公表するような行政手続きを条例に定めることで、法的に保障することができる。

（4）組織、予算、制度を担保する

自治体は、実際には組織、予算、制度がなければ動けない。条例は、自治体の中では最も強い正統性を持つ法的規範なので、自治体内部で組織をつくったり、予算や職員を確保したり、あるいは新たな制度を設けるための強力な根拠となる。

住民参加の法的保障と効果

（1）住民参加の法的保障

災害対策基本法をはじめ、災害関係の一般的な法律では、自治体の政策は首長に権限が委ねられ、住民が主体的に参加する仕組みは十分ではない。そこで、住民参加を進めるためには、自治体が独自に住民との連携の在り方を定め、制度として保障していかなければならない。

Risk Management

「条例」は平和都市宣言などの理念や目標の「宣言」と違って、法的に人々や組織を拘束する。また、条例は自治体や住民にとって具体的な制度、基準として機能する。例えば、住民への情報公開や政策評価、説明責任、審議会の設置などを具体的に定めることができる。

(2) 条例制定への住民参加の効果

住民が自助、共助で自ら担う部分が大きい防災に関しては、条例の制定過程にはできるだけ多くの住民が参加することが重要だ。例えば、審議会などの組織を設けて公募委員を入れる。住民アンケートや中間報告、パブリックコメントの募集などで住民の関心を高める。住民とともに時間をかけて条例づくりをすること自体が、条例の実効性確保に役立つ。

条例を施策に生かす

防災条例が出来ただけで、地域防災力が向上するわけではない。条例に基づき、戦略的、継続的に政策を展開する必要性がある。住民に分かりやすくするために、簡潔で明瞭な地域防災に関する基本方針が必要である。例えば、板橋区防災基本条例では、当初、重点的施策の方向性として次の3点を掲げていた。

(1) 防災ひとづくりの推進

防災ひとづくりとは、防災の決め手とな

る「人間の災害対応能力を高める」ための実践的な教育訓練、講座・研修などの取り組みである。防災ひとづくりを進めるためには、区民、事業者が自ら意欲を持ち、継続的に防災に取り組むことが大切である。特に、小中学校での防災教育、訓練により、習慣化することが望ましい。

(2) 防災まちづくりの推進

災害時に住宅が倒れず、火災から守られれば、人命は失われない。また、コミュニティも継続し、スムーズな復興が可能になる。そのために、まちの安全点検とともに、復興準備としての防災まちづくりを進めることが求められる。

(3) 災害時要援護者等への施策

板橋区の防災施策では、高齢者や障害者など、災害時要援護者を安全に保護することを重視する。日常生活から要援護者に配慮した行動を取ることで、災害時にも必要な対応を取るようになる。

なお、板橋区は、東日本大震災後の平成25年3月に、重要施策に「備蓄・調達」「避難者等の多様な避難行動への対応」「医療救護体制の充実」「帰宅困難者対策」「業務継続計画」を加える条例改正を行っている。

防災条例制定で

防災減災目標達成を

自治体の防災減災マネジメントとは、首

長や議会を交えて防災減災の目標を定め(〇〇年後に想定被災者を〇〇人に減らす、など)、これを実現する施策を各部署が立案し、年度ごとにモニタリングしながら施策の調整・変更を行い、自治体を挙げて目標実現を図ることである。

目標が達成されなければ、首長の責任となり、住民に対する説明責任が生じる。

それには、防災減災マネジメントを条例化して法的拘束力を持たせることが重要である。これにより、防災減災マネジメントは防災減災目標を達成する重要なエンジンとなる。

筆者プロフィール

鍵屋 一 (かぎやはじめ)

1956年秋田県男鹿市生れ。早稲田大学法学部卒業。板橋区防災課長、板橋福祉事務所長、福祉部長、危機管理担当部長(兼務)、議会事務局長等を経て2015年3月退職。京都大学博士(情報学)。2015年4月跡見学園女子大学観光コミュニティ学部教授。法政大学大学院・名古屋大学大学院兼任講師。内閣府「災害時要援護者の避難支援に関する検討会委員」など政府委員。内閣官房地域活性化伝道師、(一社)福祉防災コミュニティ協会代表理事など。著書に『図解よくわかる自治体の防災・危機管理のしくみ』『福祉施設の事業継続計画(BCP)作成ガイド』など



法令相談室から

臨時・非常勤職員制度の見直し

全国市長会顧問弁護士

石津廣司 いしづひろし

1 はじめに

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成29年法律第29号。以下「改正法」という。）の成立により臨時・非常勤職員制度の大幅な見直しが実施されることになった。総務省の調査によれば、臨時・非常勤職員の総数は平成28年4月現在、全国自治体で約64万人と報告されている。臨時・非常勤職員は地方自治行政を担う重要な構成員となっているのである。

ところが、臨時・非常勤職員については、自治体によって任用根拠が区々に分かれているばかりではなく、そもそも任用根拠が明確ではない場合もある。また、給与・報酬に関しては現行地方自治法上でも条例の

根拠が必要とされているが、条例の整備が不十分なため、給与・報酬支給に関し住民訴訟が提起される事態も生じている。このように、臨時・非常勤職員制度は、その重要性にもかかわらず、安定した制度とは言い難い状況である。

今般の臨時・非常勤職員制度の見直しは、このような状況を改善するために必要不可欠な措置であり、各自治体としては全力で取り組む必要がある。

そこで、臨時・非常勤職員制度の見直しに当たっての留意点を述べることにする。

2 臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化

1 平成29年6月28日付け「地方公務員法

及び地方自治法の一部を改正する法律の運用について」（総務省自治行政局公務員部長通知。以下「運用通知」という。）は、改正法運用の留意点の第一に「臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化」を挙げている。

これまで、臨時・非常勤職員には、
①地方公務員法3条3項3号による特別職非常勤職員、②地方公務員法17条による一般職非常勤職員、③地方公務員法22条による臨時的任用職員とが定められてきた。

このうち、右②は、法の明文の根拠なく、最高裁判例によって認められてきたものであって、ア任期を限つての任用を必要とする特段の事由が存すること、



イ任期を限つての任用が職員の身分保障の趣旨に反しないこととの二つを要件とするものである。ところで、改正法の施行によって、非常勤職員として会計年度任用職員の制度が新設されることになる。任期を限つて非常勤職員を任用する必要がある場合には、原則としてこの会計年度任用職員の制度によれば足りることになり、法の明文規定もなく、地方公務員法17条に基づき非常勤職員を任用す

る必要は原則的になくなることになる。改正法施行後は、これまでの右②の非常勤職員は原則として他の任用根拠に基づく任用に移行する必要がある。

右①についても、改正法により地方公務員法3条3項3号が改正され、特別職非常勤職員として任用できる要件が厳格化される。従前、行政実例によって地方公務員法3条3項3号に基づく特別職として任用できるとされていた非常勤の公民館長、公立学校の非常勤講師、更には最高裁判例によっても地方公務員法3条3項3号に基づく特別職であると判断された学校司書なども、今後は特別職非常勤職員としては任用できなくなる。総務省の前記調査では平成28年4月現在、特別職非常勤職員の数は全国で約22万人と報告されており、その多くは改正法の施行後は他の任用根拠に基づく任用に移行する必要がある。

さらに前記調査で平成28年4月現在、全国で約26万人と報告されている臨時的任用職員についても改正法により任用できる場合が限定され（改正後の地方公務員法22条の3）、特別職非常勤職員と同様、その多くは他の任用根拠に基づく任

用に移行する必要がある。

要するに、平成28年4月現在で、全国で約64万人と報告されている臨時・非常勤職員の職の多くについて、改正法施行までに任用根拠の見直しの要否を調査・検討しておかなければならないのである。

2 新制度に対応するための臨時・非常勤職員の任用根拠の見直しにおいて、移行の候補となるのは、改正法によって新設される会計年度任用の職である。会計年度任用の職は、「一会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職」であり、パートタイムのものと、フルタイムのものとの二類型があり、これまでの臨時・非常勤職員の職の多くは、会計年度任用の職に移行させることができるであろう。

しかし、会計年度任用の職は、あくまで非常勤の職であり、本格的業務に従事する職ではないことに留意すべきである。これまでの臨時・非常勤職員には多種・多様なものがあり、そのなかには従事する業務が、実質的に常勤職員の従事する本格的業務と同一である場合も考えられるのである。その場合は、会計年度任用の職に移行させることはできず、移



行の必要がある場合には、任期の定めのない常勤の職ないしは任期付職員の職（本格的業務に従事するものとされている）に移行させなければならない。

既にこれまでも、市立小中学校の学校給食の調理員として、任期の定めのない常勤調理員と臨時調理員とが併存している事案において、臨時調理員から、常勤調理員と同一の業務を行っているにもか

かわらず、賃金に格差があるのは違法であるとして市に対して損害賠償請求訴訟が提起されたことがある（福岡高裁那覇支部平成15年1月16日判決。結論は市側勝訴）。

従前の臨時・非常勤職員の職を改正法の施行に伴って会計年度任用の職に移行させる場合には、その職ごとに業務の内容や責任を検討し、常勤職員が従事する業務の内容や責任との違いを説明できるようにしておかなければならない。

運用通知では、「任用根拠の見直しに伴い、職の中に常勤職員が行うべき業務に従事する職が存在することが明らかになった場合には、臨時・非常勤職員ではなく、任期の定めのない常勤職員や任期付職員の活用について検討することが必要である」とされているが、これまで臨時・非常勤職員の従事していた業務が常勤職員の行うべき業務、すなわち本格的業務であるか否かを調査・検討すべきこととは、重要な留意事項である。

3 任用根拠の明確化・適正化は、臨時・非常勤職員の給与・報酬の条例整備等の前提ともなるものであり、十分な調査・検討を行って、議会における給与・報酬

条例の審議に備えなければならない。

3 臨時・非常勤職員の給与・報酬条例の整備

1 現行の地方自治法では、常勤の職員及び非常勤の職員の給与等のいずれについてもその額及び支給方法を条例で定めなければならない（203条の2第4項、204条3項）、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基づかずには、これを支給することはできないとされている（204条の2）。この点は改正法による改正後の地方自治法でも同様である。

ところが、臨時・非常勤職員の給与等についての条例整備が十分でない自治体があり、条例の根拠なく臨時的任用職員に対し一時金（期末手当）を支給したことの適否が住民訴訟で争われたことがある。同事案に係る最高裁平成22年9月10日判決は、臨時的任用職員の給与について条例において定められるべき事項として「当該職員が従事する職が当該普通地方公共団体の常設的な事務に係るものである場合には、その職に応じた給与の額等又はその上限等の基本的事項が条例に

において定められるべきであり、当該職員が従事する職が臨時に生じた事務に係るものである場合には、少なくとも、その職に従事すべく任用される職員の給与の額等を定めるに当たって依拠すべき一般的基準等の基本的事項が可能な限り条例において定められるべきである。」と判示している。

2 今般の臨時・非常勤職員制度の見直しにより会計年度任用の職が新設されることになり、その給与・報酬に関する条例を新たに制定しなければならない。

この条例は前述した最高裁判例に則して制定されなければならない。規則等に包括委任することはできない。規則等に包括委任することでは給与・報酬の条例主義に違反することになり、その給与・報酬の支給は違法支出となる。

4 会計年度任用職員の採用等の準備

1 前述したとおり、改正法の施行により現在の臨時・非常勤職員の職の多くは会計年度任用の職に移行することになるが、それは現在の臨時・非常勤職員をそのまま自動的に会計年度任用職員として

採用できるということではない。

会計年度任用職員の採用方法については、常勤職員とは異なり、競争試験を原則とされてはいないが、競争試験又は選考による能力実証が必要とされている（改正後の地方公務員法22条の2第1項）。

右の規定を現に任用している臨時・非常勤職員に周知しておかないと、改正法施行時に混乱が生ずるおそれがある。ことに従前、臨時・非常勤職員について、その任期満了時に格別の手続きもとらないまま、希望者については任用を更新する取扱いをしてきたような場合には、早い段階から右の周知を十分に行っておかなければならない。

2 会計年度任用職員の採用も、常勤職員と同様、条件付でなされるが、その条件付採用期間はわずか一月である（改正後の地方公務員法22条の2第7項）。任命権者はごく短期間のうちに採用した会計年度任用職員の職務遂行能力を判断しなければならぬのであって、そのための手続・方法等を早期に検討しておく必要がある。

3 右2に述べたこととも関連するが、

会計年度任用職員も人事評価の対象となるのであり、そのための手続・方法等も早期に検討しておくべきことである。これは、条件付採用に係る職務遂行能力の判断のために必要であるだけでなく、任期満了後の再度の任用の判断のためにも必要である。

会計年度任用職員は、任期満了により、当然に退職となるが、任命権者としては、当該職員につき任期満了後、再度の任用を行うことも制度的には可能である。任命権者は会計年度任用職員の任期満了の際、当該職員を退職とするか、あるいは再度の任用をするかの判断をしなければならぬ。この任命権者の判断には平等原則の適用があり、合理的理由もなく、特定の会計年度任用職員について、再度の任用をせず、退職とすれば、平等原則違反として自治体は賠償責任を問われることになる。右の任命権者の判断を適正に行い、平等原則違反を問われることがないようにするには、任用期間中の人事評価を厳正に行い、再度の任用をしないのであれば、その理由を説明できるようにしておかなければならないのである。

全国市長会の

動き

11月10日～12月10日

詳細につきましては、全国市長会ホームページ
 (<http://www.mayors.or.jp/>)
 をご参照ください。

#1 公明党・総務部会に財政委員会委員長の
 松浦・松江市長が出席

11月14日、公明党・総務部会が開催され、
 財政委員会委員長の松浦・松江市長が出席し、
 平成31年度都市税財源の充実確保について要
 請を行った。

〔財政部〕



会議出席の松浦・松江市長

#2 「全国市長会創立120周年記念
 市長フォーラム(Ⅲ)」を開催

11月14日、全国市長会創立120周年記念
 市長フォーラム(Ⅲ)を本会と日本都市セン
 ターの共催により開催した。「ネクストステー



パネルディスカッションの様子

ジの都市税財政へ「超高齢・人口減少社会に
 立ち向かう」と題し、日本社会事業大学学
 長の神野直彦氏から基調講演の後、関西学院
 大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授
 の小西砂千夫氏をコーディネーターに、日本

社会事業大学学長の神野直彦氏、東北大学大学院教育学研究科准教授の青木栄一氏、牧野・飯田市長、染谷・島田市長及び竹山・堺市長3名によるパネルディスカッションを実施した。



基調講演を行う神野学長

〔企画調整室〕

理事・評議員合同会議を開催

「東日本大震災からの復旧・復興及び

福島第一原子力発電所事故への

対応に関する決議」など7件の決議、

#3

「子どもたちのための幼児教育・

保育の無償化」を求める緊急アピール」

及び「平成31年度国の施策及び予算に

関する重点提言・提言」を決定し、

正副会長により要請

11月15日、理事・評議員合同会議を全国都市会館において開催した。

安田・総務事務次官から「地方行財政の課題」について講演の後、「平成31年度国の施策及び予算に関する重点提言・提言」並びに「東日本大震災からの復旧・復興及び福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議」など7件の決議及び「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化」を求める緊急アピール」を決定した。

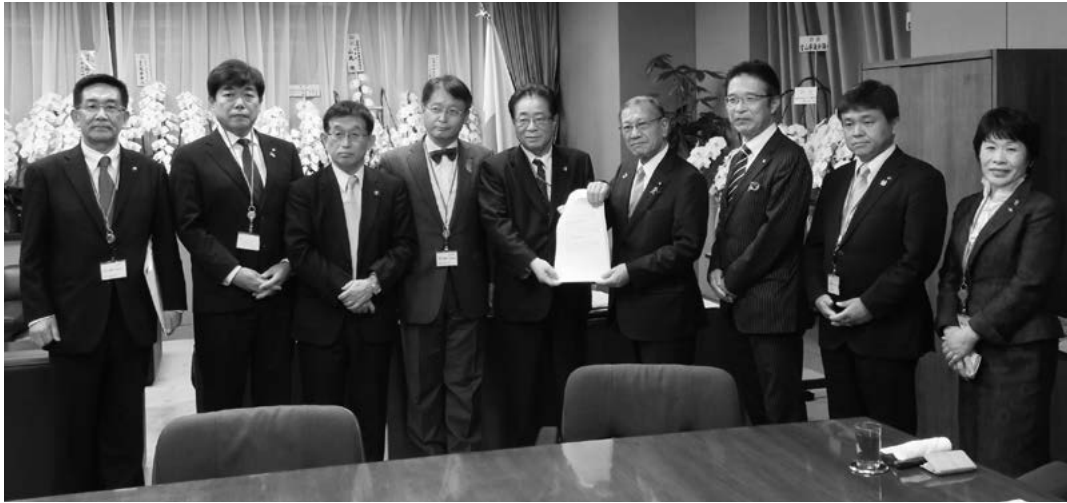
会議終了後、正副会長は、菅・内閣官房長官、西村・内閣官房副長官、杉田・内閣官房副長官、公明党の山口・代表、斉藤・幹事長、高木・国会対策委員長、佐藤・国会対策筆頭副委員長、竹谷・女性局長に対して、決議の実現方について面談のうえ、要請を行った。

また、各委員会の正副委員長等はそれぞれ関係府省及び国会議員等に対し、所管の重点提言等の実現方について面談のうえ、要請を行った。



菅・内閣官房長官に要請する正副会長

〔企画調整室〕



宮腰・内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）に要請

#4

立谷会長はじめ役員市長が「子どもたちのための幼児教育・保育の無償化を求める緊急アピール」等の実現方について要請活動

11月15日、会長の立谷・相馬市長、社会文

教委員会担当副会長の前葉・津市長、谷畑・湖南市長、社会文教委員会委員長の泉・明石市長、同副委員長の藤原・二戸市長、金子・諏訪市長、子ども・子育て検討会議座長の松本・和光市長、同副座長の東坂・大東市長は、宮腰・内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）に面会のうえ、緊急アピール等の実現方について要請を行った。

〔社会文教部〕

#5

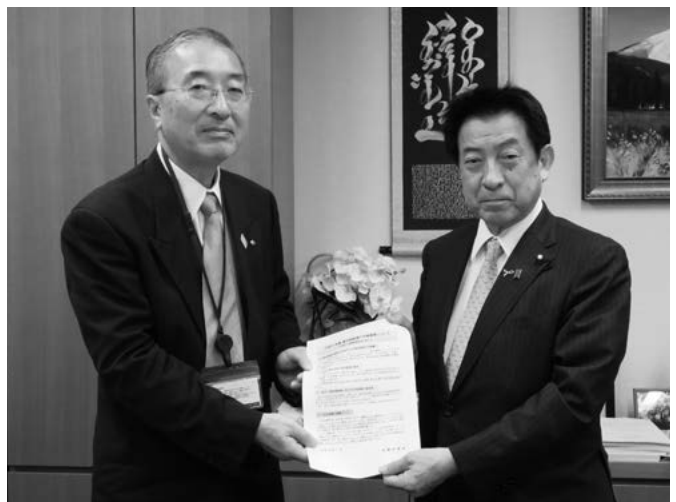
財政委員会委員長の松浦・松江市長及び都市税制調査委員会委員長の高橋・高岡市長が、「平成31年度都市税財源の充実確保について」の実現方について、関係国会議員に對し要請

11月15日、財政委員会委員長の松浦・松江市長は、自由民主党の塩崎・税制調査会副会長に、都市税制調査委員会委員長の高橋・高岡市長は、自由民主党の甘利・税制調査会副会長、務台俊介・衆議院議員、宮路拓馬・衆議院議員、公明党の西田・税制調査会会長、梶屋・総務部会長にそれぞれ面談のうえ、「平成31年度都市税財源の充実確保について」の実現方について要請を行った。

〔財政部〕



甘利・税制調査会副会長に要請する高橋・高岡市長



塩崎・税制調査会副会長に要請する松浦・松江市長

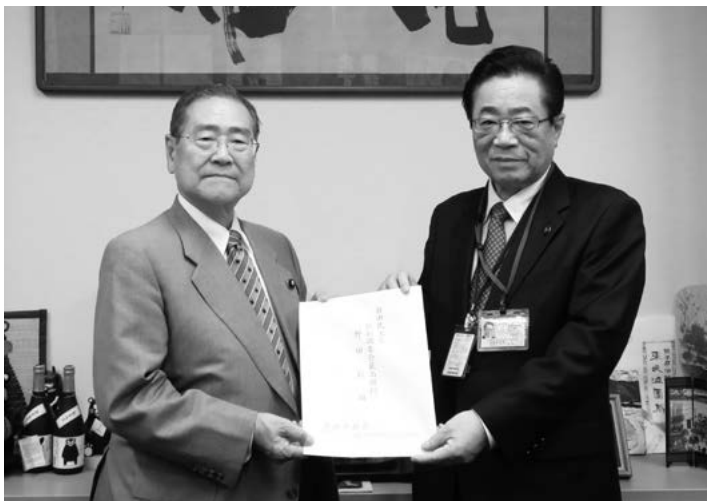


会議出席の立谷会長、泉・明石市長

#6

「教育の無償化に関する国と地方の協議」が開催され、立谷会長、社会文教委員会委員長の泉・明石市長が出席、宮腰・内閣府特命担当大臣(少子化対策)、柴山・文部科学大臣、根本・厚生労働大臣、石田・総務大臣と意見交換

11月21日、地方三団体の代表者と宮腰・内閣府特命担当大臣(少子化対策)、柴山・文部科学大臣、根本・厚生労働大臣、石田・総務大臣による「教育の無償化に関する国と地方



野田・税制調査会最高顧問に要請する立谷会長

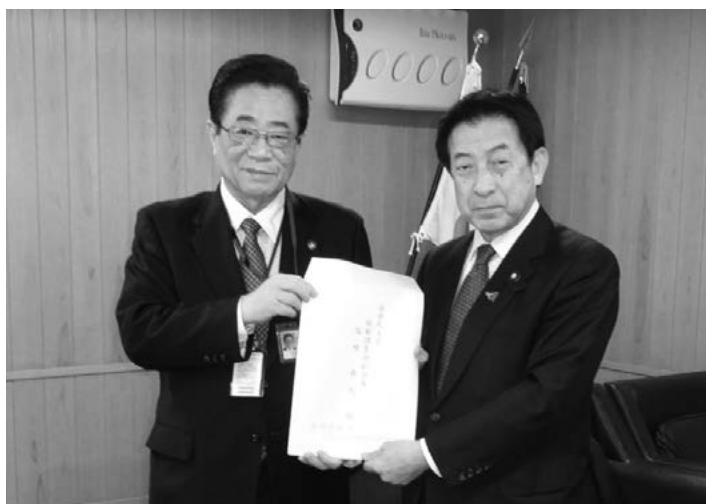
#7

立谷会長が平成31年度の都市税財源の充実確保について、自由民主党の野田・税制調査会最高顧問、塩崎・同副会長に対し要請

11月21日、立谷会長は、自由民主党の野田・税制調査会最高顧問及び塩崎・同副会長にそ

方「の協議」が開催され、本会から立谷会長、社会文教委員会委員長の泉・明石市長が出席した。

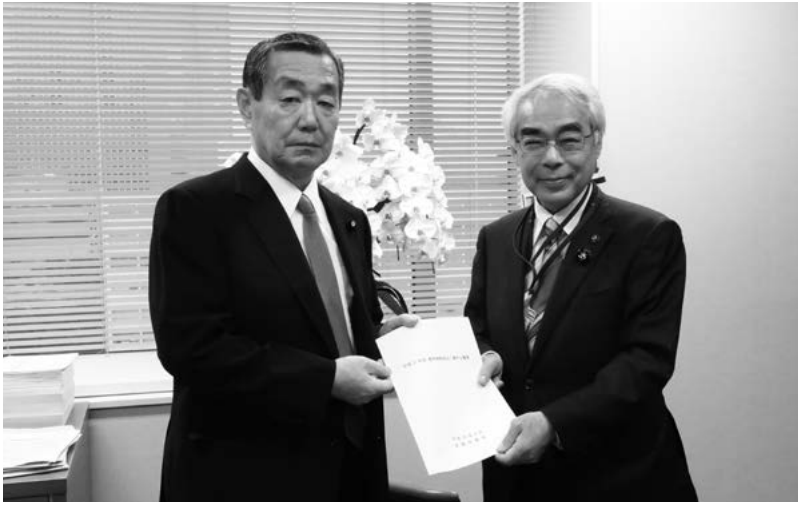
〔社会文教部〕



塩崎・税制調査会副会長に要請する立谷会長

れぞれ面談のうえ、「平成31年度 都市税財源の充実確保について」の実現方について要請を行った。

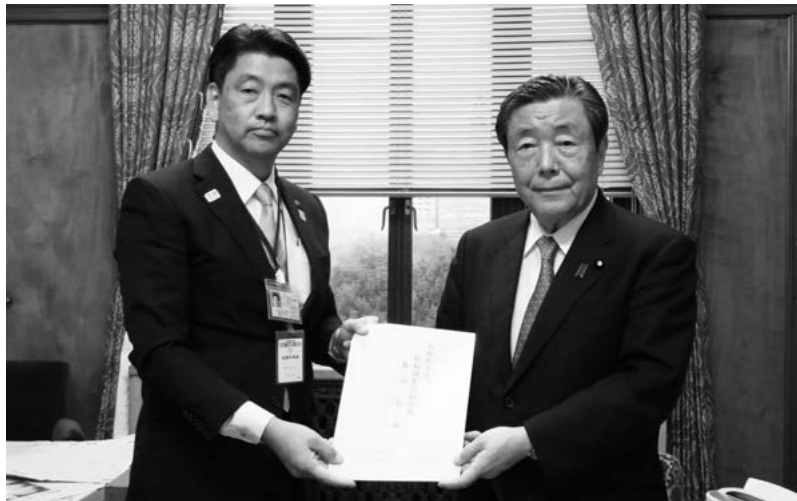
〔財政部〕



溝手・税制調査会副会長に要請する高橋・高岡市長

#8
都市税制調査委員会委員長の
高橋・高岡市長及び財政委員会
副委員長の加藤・小田原市長が、
「平成31年度都市税財源の充実確保
について」の実現方について、
関係国会議員に対し要請

11月27日、都市税制調査委員会委員長の高橋・高岡市長が、自由民主党の溝手・税制調査会副会長に、翌28日、財政委員会副委員長の加藤・小田原市長が、自由民主党の森山・



森山・税制調査会副会長に要請する加藤・小田原市長

税制調査会副会長、山本・同副会長、坂井・同幹事、竹本・同幹事、あかま・総務部会長に面談のうえ、「平成31年度都市税財源の充実確保について」の実現方について要請を行った。

〔財政部〕



会議出席の立谷会長

#9
第10回まち・ひと・しごと創生担当大臣
と地方六団体の意見交換会が開催され、
立谷会長が出席
11月28日、第10回まち・ひと・しごと創生担当大臣と地方六団体の意見交換会が開催され、立谷会長をはじめ地方六団体の会長が出席した。
片山・まち・ひと・しごと創生担当大臣からのあいさつに続き、まち・ひと・しごと総合戦略の改訂、平成31年度概算要求及び税制改正要望について説明の後、意見交換が行われた。

〔行政部〕



会議出席の立谷会長

#10

「教育の無償化に関する国と地方の協議」が開催され、立谷会長が出席、
宮腰・内閣府特命担当大臣(少子化対策)、
柴山・文部科学大臣、根本・厚生労働大臣、石田・総務大臣と意見交換

12月3日、地方三団体の会長と宮腰・内閣

府特命担当大臣(少子化対策)、柴山・文部科学大臣、根本・厚生労働大臣、石田・総務大臣による「教育の無償化に関する国と地方の協議」が開催され、本会から立谷会長が出席した。

〔社会文教部〕

「幼児教育・保育の無償化」に対応するための理事・評議員合同会議を開催。

「真の子どもたちのための『子ども・

子育て施策』の実現に関する決議」及び

「地方分権の趣旨を踏まえた国と地方の

協議のあり方に関する決議」を決定し、

正副会長等により、宮腰・内閣府特命

担当大臣(少子化対策)に要請

#11

12月10日、理事・評議員合同会議を全国都市会館において開催した。

社会文教委員会委員長の泉・明石市長から「教育の無償化に関する国と地方の協議」の状況について、これまでの経過等を含めて報告があり、その後、意見交換を行った。

さらに、今後の幼児教育・保育の無償化の円滑な実施等に向けて、「真の子どもたちのための『子ども・子育て施策』の実現に関する決議」「幼児教育・保育の無償化に当たって」及び「地方分権の趣旨を踏まえた国と地方の協議のあり方に関する決議」を原案のとおり



宮腰・内閣府特命担当大臣(少子化対策担当)に要請

決定した。

また、会議終了後、正副会長等は、宮腰・内閣府特命担当大臣(少子化対策)に面談のうえ、会議結果を報告するとともに、決議の実現方について要請した。

〔企画調整室〕

平成30年全国市長会を取り巻く主な動き

《被災地支援関係》

■平成30年7月豪雨、大阪府北部地震、北海道胆振東部地震への対応、被災市町村に対する人的支援を決定

7月25日、本会と被災地の市長会との合同で、「平成30年6月大阪府北部地震」および「平成30年7月豪雨災害」について緊急要請。

8月6日、7日、立谷会長および神出副会長（防災担当）が、伊東・倉敷市長、片岡・総社市長、天満・三原市長および新原・呉市長とそれぞれ面会し、平成30年7月豪雨による被災についてお見舞いと激励。

東日本大震災、平成28年熊本地震、平成29年九州北部豪雨および平成30年7月豪雨に係る被災市町村に対する人的支援については、それぞれ280名、33名、2名、113名の派遣が決定。また、元職員等の情報提供により、5名の採用等が決定（平成30年10月24日現在）。

さらに、平成31年度においては上記の災害に加え、北海道胆振東部地震に係る人的支援を依頼。

《地方分権関係》

■第32次地方制度調査会が発足

7月5日、第32次地方制度調査会が発足。

本会から、委員として立谷会長が参画。安倍・内閣総理大臣から、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える2040年を見据えた圏域における地方公共団体の協力関係などの地方行政体制のあり方等」について諮問。総会の席上で、立谷会長から

① 先般公表された総務省の「自治体戦略2040研究会」の報告は、市長の意見を聞いておらず唐突感があり、地方創生の取り組みに水を差すこと、② 本調査会の議論は、自治体の意見を聞きながら、慎重に時間をかけて進めるべきこと等を発言。

■提案募集への対応

6月19日、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第8次一括法案）」が成立。

平成30年の提案募集では、319件の提案が提出され、そのうち内閣府と関係府省の間で調整することとされた188件の提案について検討。平成30年12月25日に「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定。

《地方財政関係》

■平成31年度税制改正

12月14日、「平成31年度税制改正大綱」（自由民主党・公明党）が決定。

ゴルフ場利用税については、現行制度を堅持。

車体課税については、消費税率10%への引上げに合わせ、恒久的に自動車税の税率を引下げ。恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保。需要平準化対策に係る環境性能割の臨時的軽減による地方税の減収については、全額国費で補てん（地方特例交付金（249億円））。

地方法人課税における新たな偏在是正措置として、消費税率10%段階において復元後の法人事業税の一部を分離し、特別法人事業税（仮称）（国税）を創設。税収は特別法人事業譲与税（仮称）として、都道府県に譲与。譲与基準は、「人口」を基準とし、不交付団体に対する譲与制限の仕組みを設ける。新たな偏在是正措置により生じる財源は、その全額を地方のために活用。

■平成31年度地方財政対策

平成31年度の地方一般財源総額は、前年度を上回る62・7兆円を確保。地方交付税（交付ベース）は前年度を上回る16・2兆円を確

保。一方、折半対象財源不足が解消されるとともに、臨時財政対策債は前年度から0.7兆円抑制。

幼児教育の無償化に係る財源の確保については、平成31年度は消費税率の引上げに伴う地方の増収がわずかであることから、地方負担を措置する臨時交付金（23349億円）を創設し、全額国費により対応。

防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策への対応として、緊急対策に係る国庫補助事業費等1.2兆円を計上し、これ



と連携しつつ、地方が単独事業として実施する防災インフラの整備を推進するため、新たに緊急自然災害防止対策事業費0.3兆円を計上。まち・ひと・しごと創生事業費は、引き続き1兆円確保。

《社会保障関係》

■国保制度について、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに運営を担う大改革

4月1日、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」（平成27年5月成立・公布）が全面施行され、平成30年度から都道府県が財政の責任主体となり、市町村とともに国保の運営を担うこととなった。

《公立小中学校施設整備関係》

■11月7日、平成30年度補正予算案が成立、希望するすべての公立小中学校への空調設備の設置等の予算確保

11月7日、平成30年度補正予算が成立。ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金として985億円を計上（熱中症対策の空調設置817億円、ブロック塀の安全対策168億円）。

本会では、これに先立ち、8月30日、政府与党や関係省庁に、①希望するすべての公立小中学校への空調設備の設置、②地震

時に倒壊する恐れのあるブロック塀対策等の実現方を内容とする「公立小中学校施設等の整備のための予算確保に関する緊急要望」を提出。

《子ども・子育て関係》

■幼児教育・保育の無償化をめぐる「国と地方の協議」を2回開催。臨時の理事・評議員合同会議で了承。

12月10日、「幼児教育・保育の無償化」に対応するための理事・評議員合同会議を開催。①「教育の無償化に関する国と地方の協議」（第2回）で示された無償化に係る財政措置について、本会として了承すること、②認可外保育施設の質の確保・向上をはじめとする、幼児教育の無償化に関するさまざまな課題について、引き続き、PDCAサイクルを活用した幼児教育の無償化に関する協議の場を通じて主張していくことを確認。

また、「真の子どものための『子ども・子育て施策』の実現に関する決議」および「地方分権の趣旨を踏まえた国と地方の協議のあり方に関する決議」を決定。

これに先立ち、本会では、7月10日、「子どもたちのための無償化実現に向けた全国市長会緊急フォーラム」を開催し、「子どもたちのための無償化実現に向けた緊急アピール」を採択。翌日の理事・評議員合同会議において、緊急決議として決定。



び提案募集検討専門部会での議論を踏まえ、「平成30年の地方からの提案等に関する対応方針」が閣議決定。

同方針は、①放課後児童健全育成事業に従事する者およびその員数に係る「従うべき基準」については、現行の基準の内容を「参酌すべき基準」とする、②施行後3年をめぐりとして、その施行の状況を勘案し、同事業の質の確保の観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講じる等とするもの。

これに先立ち、本会では、10月5日開催の第1回子ども・子育て検討会議において、「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）について（意見）」を取りまとめ、国の「従うべき基準」について、速やかな廃止または「参酌基準化」等を要請。

《国土交通関係》

■所有者不明土地対策等の推進

6月6日、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が成立し、公共工事における取用手続きの合理化などの所有者不明土地を円滑に活用する仕組みを創設。本会では、同法案の閣議決定に先立ち、3月9日、同法案に対する意見を国土交通省に提出。

さらに、「骨太の方針2018」（6月15日閣議決定）において、所有者不明土地等の解

消に向け、管理や利用に関し所有者が負うべき責務およびその担保方策や土地を開放するための仕組みなどについて、2020年までに必要な制度改正を行う旨を明記。

《農林水産関係》

■森林経営管理法が成立

5月25日、「森林経営管理法」が成立し、市町村が仲介役となり、森林の経営管理を意欲と能力のある林業経営者に集積・集約化するとともに、林業経営に適さない森林等の管理を市町村が行う、森林経営管理制度を創設。本会では、同法案の閣議決定に先立ち、2月19日、同法案に対する意見を林野庁長官に提出。

■農地転用許可権限等に係る指定市町村の指定

農林水産省は、3月23日、9月19日および12月21日に新たに農地転用許可権限等に係る指定市町村を追加指定。累計57市町村が指定。

《本会活動関係》

■都市スケッチ展の開催

4月10日（火）～12日（木）の3日間、全国都市会館において、「全国市長会創立120周年記念 都市スケッチ展」を開催した。市長をはじめ、多くの都市関係者が来場。

また、11月14日、社会文教委員会・第2回子ども・子育て検討会議合同会議を開催し、「『子どもたちのための幼児教育・保育の無償化』を求める緊急アピール」を取りまとめ。翌日の理事・評議員合同会議において、緊急アピールとして決定。

■放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の「従うべき基準」の「参酌基準化」が閣議決定

12月25日、地方分権改革有識者会議お

■ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会が報告書、特別提言を取りまとめ

5月18日、「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する研究会」（座長・牧野・飯田市長、座長代理・高橋・高岡市長、沼尾・東洋大学国際学部教授）が超高齢・人口減少時代の財政需要に対応するため、「協働地域社会税（仮称）」の創設など地方の新たな財源確保策の提言等を盛り込んだ「報告書」を取りまとめ。同報告書の提言部分については、6月6日開催の全国市長会総会において全国市長会の特別提言として決定。

■全国市長会創立120周年記念市長フォーラムを開催

全国市長会創立120周年を記念し、市長フォーラムを3回にわたり開催。

4月11日、「分権時代における基礎自治体の果たすべき役割」をテーマに記念市長フォーラム（Ⅰ）を開催。東京大学名誉教授の西尾勝氏による基調講演の後、読売新聞東京本社編集委員の青山彰久氏をコーディネーターに、首都大学東京法学部教授の大杉覚氏、水谷・網走市長、森・富山市長、太田・豊田市長、久元・神戸市長、伊東・倉敷市長によるパネルディスカッションを実施。

6月5日、記念市長フォーラム（Ⅱ）を開催。「私の研究と社会貢献」と題し、ノーベル生理学・医学賞受賞の北里大学特別荣誉教授の大村智氏が講演。

11月14日、「ネクストステージの都市税財政へく超高齢・人口減少社会に立ち向かう」をテーマに記念市長フォーラム（Ⅲ）を開催。日本社会事業大学学長の神野直彦氏から基調講演の後、関西学院大学大学院経済学研究所・人間福祉学部教授の小西砂千夫氏をコーディネーターに、日本社会事業大学学長の神野直彦氏、東北大学大学院教育学研究科准教授の青木栄一氏、牧野・飯田市長、染谷・島田市長および竹山・堺市長によるパネルディスカッションを実施。

■全国市長会創立120周年記念・第88回全国市長会議を開催

6月6日、全国市長会創立120周年記念・第88回全国市長会議等を開催。第30代全国市長会会長に立谷・相馬市長が選任されるとともに、「東日本大震災からの復旧・復興および福島第一原子力発電所事故への対応に関する決議」、「防災対策の充実強化に関する決議」、「地方創生の推進・分権型社会の実現に関する決議」、「都市税財源の充実強化に関する決議」、「子ども・子育てに関する決議」、「公立小中学校施設整備のための予算確保に関する決議」、「参議院選

挙制度改革に関する決議」および「ネクストステージに向けた都市自治体の税財政のあり方に関する特別提言」の8件を決定。

■防災対策特別委員会を設置

7月11日の理事・評議員合同会議において、防災に関する調査研究およびその対策、災害発生時における連携協力の在り方等を審議するため、全国市長会会則第22条に基づき「防災対策特別委員会」を設置。

8月30日に「第1回防災対策特別委員会」を開催。委員長に大西・熊本市長、副委員長に高橋・稲城市長、谷畑・湖南市長、楠瀬・須崎市長を選任。発災急性期における被災都市自治体への支援等を強化するための緊急支援体制の構築について協議。

11月15日に「第2回防災対策特別委員会」を開催。日本弁護士連合会との連携協力に関する協定締結、国土交通省との連携体制の構築、災害発生直後の急性期における支援体制について協議。また、片岡・総社市長が「西日本豪雨災害、その時何が起こったか」について講演。

なお、会議での協議結果に基づき、11月15日には立谷会長が国土交通大臣および事務次官に対し、国土交通省との連携体制の構築を要請。12月17日には日本弁護士連合会との間で、災害時における連携協力に関する協定を締結。

■社会文教委員会の下に「地域医療確保対策会議」および「子ども・子育て検討会議」を設置

7月11日開催の社会文教委員会において、標記の二つの会議を設置。前者は、地域医療を支える医師・看護師等の絶対数を確保し、安心で質の高い医療サービスを安定的に提供していくための方策等について提言等を行うこと、後者は、若い世代が安心して、結婚、妊娠、出産、子育てができる社会を実現するための方策等について調査研究を行うとともに、現場で各種子育て行政を担って

る都市自治体と政府の間で意見交換を行い、もって地域のニーズを踏まえた効果的な施策を展開することを目的とする。

9月27日に「第1回地域医療確保対策会議」を、10月5日には「第1回子ども・子育て検討会議」を開催。

■那珂川市の誕生

10月1日、新たな市として福岡県に那珂川市が誕生。この結果、本会の会員数は、815(792市・23区)。

■第80回全国都市問題会議を開催

10月11日、12日の両日、長岡市の「シティホールプラザアオーレ長岡」において、「市民協働による公共の拠点づくり」をテーマに、市長、市議会議員、都市自治体関係者等約2千名の参加を得て開催。目指す都市像、課題および今後の展望等について熱心に討論。

■本会の任意共済制度の新規加入者数が大幅増

標準生命表の改定を受けて、6月より本会の生命保険の掛金を最大約10%引下げ、さらに、医療保障保険についても掛金を最大約30%引下げるとともに、日帰り入院保障をはじめ保障内容を大幅に拡充。こうした取り組みにより生命保険の新規加入者数

は4426名(対前年比127.7%)、医療保障保険の新規加入者数は4171名(対前年比181.7%)と前年度実績を大幅に上回った。

《その他》

■全国都市会館外壁補修工事の実施

全国都市会館の建物の劣化を防ぐとともに、会館利用者の安心・安全の確保を図るため、外壁・塔屋等の補修工事を、8月下旬から約4カ月にわたり実施。

■全国市長会機関誌「市政」

全国市長会創立120周年記念特別企画「インタビューで迎える全国市長会120年の足跡」で、平成30年4月号に、第2代会長の森民夫・前長岡市長が登場。また、同年8月号に、全国市長会創立120周年特集号として「全国市長会の歩み―この20年を中心に―」を掲載。

(参考)「インタビューで迎える全国市長会120年の足跡」に掲載された歴代会長

第1回 平成28年11月号

赤崎義則・元鹿児島市長

第2回 平成29年4月号

山出保・元金沢市長

第3回 平成29年12月号

佐竹敬久・元秋田市長(現秋田県知事)



平成31年度における 被災市町村に対する人的支援について(依頼)

全国市長会 行政部

- 東日本大震災・平成28年熊本地震・平成29年7月九州北部豪雨・平成30年7月豪雨・平成30年北海道胆振東部地震に係る被災市町村においては、復興事業の実施に伴い、職員が不足している中、膨大な業務に対応するため、引き続き全国の市区町村からの人的支援を求めざるを得ない状況となっております。
- このことから、全国市長会では、平成31年度における被災市町村に対する人的支援につきまして、平成30年12月7日付・各市区長及び都道府県市長会会長等宛て、
 - ①市区職員の派遣
 - ②市区の第三セクター等職員の派遣
 - ③市区の元職員等の情報提供
 について依頼を行わせていただいております。
- つきましては、被災市町村の実情をご賢察のうえ、平成31年度における被災市町村に対する人的支援につきまして、引き続き特段のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。
- 詳細につきましては、平成30年12月7日付・全国市長会からの依頼通知をご覧くださいますようお願い申し上げます。

【全国市長会ウェブサイト(メンバーズページ)参照】

https://www.mayors.or.jp/member/p_saigaihonbu/2018/12/301211haken.php

全国市長会 行政部
電話 03-3262-2310
電子メール haken@mayors.or.jp

平成31年度における被災市町村への職員派遣の要望状況 (平成30年12月11日現在)

	市町村数	要請人数	職種内訳								
			一般事務	土木	建築	保健師	農業土木	電気	機械	その他	
平成30年 北海道胆振東部地震	北海道	3	19	3	11	3	1	0	0	0	1
東日本大震災	岩手県	7	205	140	56	7	1	1	0	0	0
	宮城県	13	507	234	196	32	12	9	5	5	14
	福島県	14	110	55	30	9	6	8	1	0	1
	小計	34	822	429	282	48	19	18	6	5	15
平成30年7月 豪雨	岡山県	5	42	9	18	6	0	2	4	3	0
	広島県	13	94	12	70	0	1	11	0	0	0
	愛媛県	5	26	2	24	0	0	0	0	0	0
	小計	23	162	23	112	6	1	13	4	3	0
平成29年7月 九州北部豪雨	福岡県	2	43	9	17	0	0	17	0	0	0
平成28年 熊本地震	熊本県	8	77	26	33	11	2	0	3	2	0
合計		70	1,123	490	455	68	23	48	13	10	16